

邑樂町公園施設長寿命化計画

令和8年3月

邑樂町

はじめに 公園施設長寿命化計画の策定にあたって

我が国では、高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックの老朽化が進行しており、厳しい財政状況の中でこれらを適切に維持管理していくことは、施設管理者にとって重要な課題となっています。こうした状況を踏まえ、国土交通省は平成24年4月に「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を策定し、さらに平成30年10月にはその改訂を行うことで、各地方自治体による公園施設の計画的な取り組みを支援しています。

邑楽町においても、町内の公園施設の老朽化が進んでおり、利用状況や経年変化による劣化の進行が確認されています。特に、老朽化したトイレやおうら中央公園の噴水広場、デッキなどの大規模施設は更新の必要性が高まっており、住民からは遊具の不足や、子どもたちが町外の公園や室内遊戯場へ出かける実態に対する不満の声が寄せられています。このような状況は、公園の安全性の確保や機能維持、多様な住民ニーズへの対応が急務であることを示しています。

本計画は、これらの課題に対応し、町内の公園施設の計画的な維持管理と改築を推進するために策定するものです。既存資料の収集、現地確認、情報整理などの予備調査を経て、公園施設の健全度調査及び健全度・緊急度判定を実施し、その結果に基づき公園施設長寿命化計画を策定することを目的としています。公園利用者の安全確保を最優先としつつ、将来の改築・更新に係るライフサイクルコスト（LCC）の縮減と財政負担の平準化を図り、また、少子高齢化や社会情勢の変化に伴う地域ニーズを踏まえた公園施設の有効活用と配置の適正化を目指します。これにより、町が管理する公園が、今後も安全で快適、そして魅力ある場所として、全ての住民に利用され続けることを目指します。

また、本計画の策定を機に、長期間更新が滞っていた公園台帳等の施設情報をデジタル化し、適時適切な情報更新を行う運用体制を確立します。これにより、限られた財源の中で安全・安心な公園環境を次世代へ引き継ぐ基盤を構築します。



多々良沼公園（故障による休止中の噴水）



あけの公園（スプリング遊具の劣化）

目次

第1章. 公園施設長寿命化計画の概要	1
1-1. 計画の背景と目的	1
1-2. 計画の位置付け	1
1-3. 計画期間	2
1-4. 計画策定のポイント	2
1-5. 計画策定フロー	3
第2章. 長寿命化計画の対象とする公園の設定	5
2-1. 計画対象公園の基本的な考え方	5
2-2. 計画対象公園の選定	6
2-3. 公園機能適正度調査の実施	8
第3章. 予備調査	9
3-1. 予備調査の概要	9
3-2. 予備調査の実施	10
3-3. 予備調査の結果	11
第4章. 健全度調査・判定	15
4-1. 健全度調査の概要	15
4-2. 健全度調査の結果	18
4-3. データベースの更新	24
第5章. 公園施設長寿命化計画の策定	25
5-1. 基本方針の設定	25
5-2. 日常的な維持管理に関する基本方針	26
5-3. 公園施設長寿命化対策の検討	27
5-4. ライフサイクルコスト（LCC）縮減額の算出	30
5-5. 公園施設長寿命化計画の平準化	32
第6章. 今後の継続的な取組	37
6-1. 実態に即した長寿命化計画の運用	37
6-2. PDCAサイクルによる改善	37
6-3. 利用促進に向けた施設の更新	38
6-4. 新技術導入による維持管理コストの最適化	40
資料編1. 用語の説明	43
資料編2. 補修内容の例	46

第1章. 公園施設長寿命化計画の概要

1-1. 計画の背景と目的

近年、全国的に社会資本の老朽化が深刻な課題となっており、邑楽町においても開設から長期間が経過した公園施設が急速に増加しています。こうした施設では、安全性の低下や維持管理コストの増大が懸念されており、利用者へのリスクを最小限に抑えつつ、限られた財源で機能を維持していくための指針が求められています。

また、近年の住民アンケートでは「遊具の不足」や「子どもが遊べる公園の少なさ」を指摘する声が多く寄せられており、町外の施設へ利用者が流出している現状も浮き彫りとなっています。本計画は、これらの課題に的確に対応し、利用者の安全・安心を最優先に確保することを第一の目的とします。さらに、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減と財政負担の平準化を図り、次世代に質の高い公園環境を引き継ぐ持続可能な管理体制を構築します。

1-2. 計画の位置付け

本公園施設長寿命化計画は、邑楽町の公園施設に関する個別施設計画として位置付けられます。公園施設の機能保全、安全性確保及び財政負担の軽減を図ることを目的とし、町の公共施設等総合管理計画など、上位の計画や関連計画と連携し、公園施設全体の適正な管理運営に資するものです。

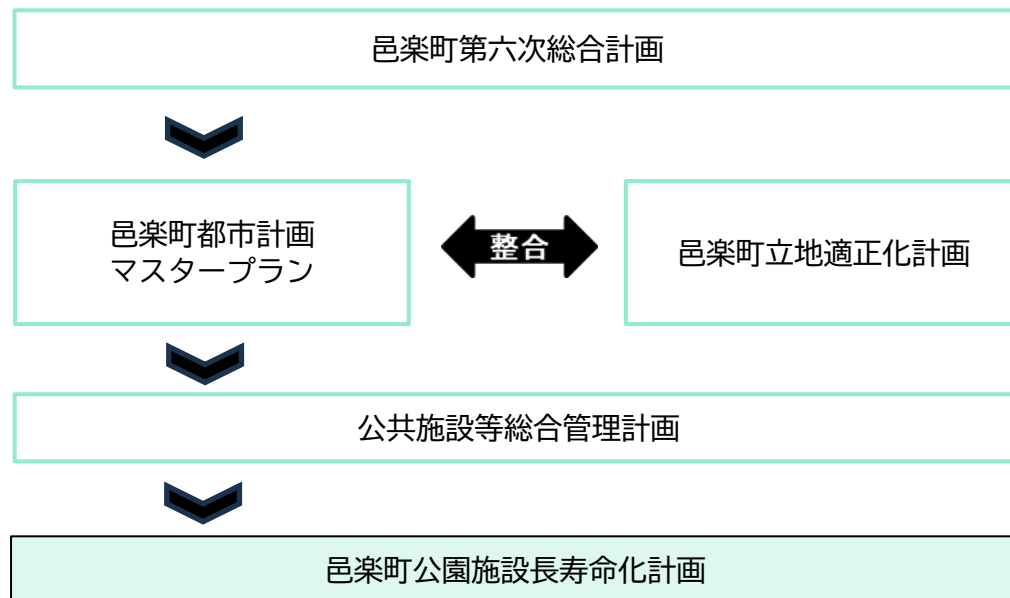


図1-1 計画の位置付け

1-3. 計画期間

本計画の計画期間は、国土交通省の指針に基づき、概ね10年間と設定します。

- 計画期間：令和8（2026）年度 ～ 令和17（2035）年度
- 目標年度：計画期間終了年度（令和17（2035）年度）

1-4. 計画策定のポイント

本計画は、町が直面する課題を効率的かつ戦略的に解決するため、以下の3つの視点を柱として策定・運用します。

1. 予防保全による「質の転換」とコスト最適化

これまでの「壊れてから直す」事後管理から、点検結果に基づき重大な劣化が生じる前に補修を行う「予防保全型管理」へと段階的に移行します。これにより、施設の耐用年数を最大限に延伸させ、中長期的な更新費用の抑制と予算の平準化を徹底します。

2. 地域ニーズに基づく機能再編と魅力向上

単なる原形復旧に留まらず、住民アンケートで把握された「大型複合遊具」や「インクルーシブ遊具」への要望を計画に反映させます。公園ごとの利用実態や地域性を検証し特定の公園への拠点化や機能集約を図ることで、利用者にとって魅力ある公園への再編を推進します。

3. デジタル基盤の強化と情報継承の確実化

長期間更新が滞っていた公園台帳をデータベース化・クラウド化し、一元管理する体制を確立します。点検履歴や修繕情報をデジタル蓄積することで、管理業務の効率化を図るとともに、人事異動等があった際にも円滑な情報継承を可能にする管理基盤を構築します。

1-5. 計画策定フロー

本公園施設長寿命化計画は、以下のフローに基づいて策定します。

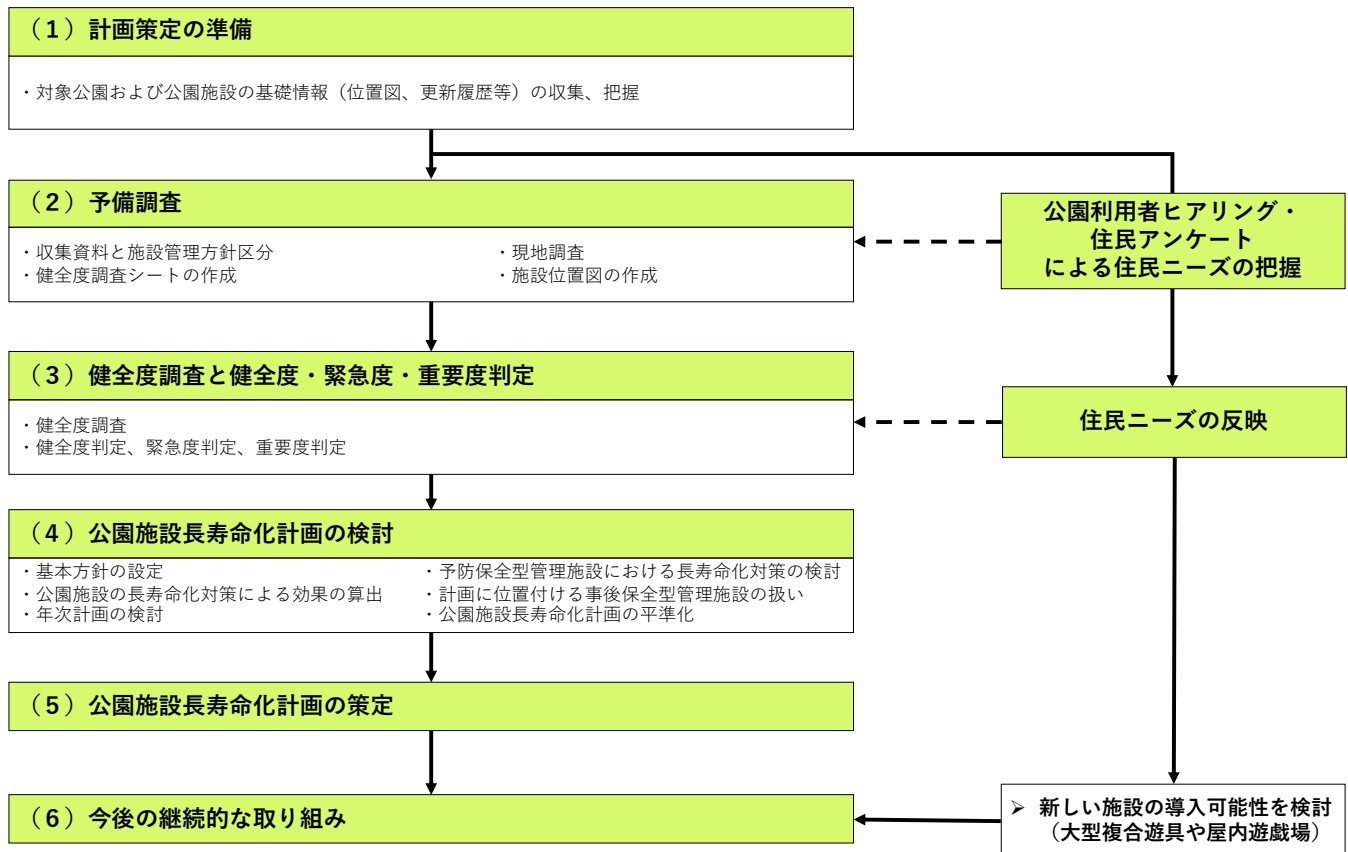


図1-2 計画策定フロー図

第2章. 長寿命化計画の対象とする公園の設定

本計画は、町内の公園施設の計画的な維持管理と改築を推進することを目的としており、その取り組みを効果的に進めるため、長寿命化計画の対象とする公園施設を明確に設定します。国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」は都市公園を主な対象としていますが、町における現状と課題を踏まえ、本計画ではより広範な視点から対象公園を設定します。

2-1. 計画対象公園の基本的な考え方

町内には、都市公園法に基づく「都市公園」のほかに、農業振興課が所管する「農村広場」や、生涯学習課が所管する「邑楽町民スポーツレクリエーション広場」「邑楽町青少年広場」など、設置目的や所管課の異なる多様な公園類似施設が存在します。これらの施設は、整備から長期間が経過したことで一様に老朽化が進行しており、遊具の破損やトイレ等の建築物の劣化など、安全性の確保や維持管理コストの増大といった共通の課題を抱えています。

本計画では、これら所管の枠組みを超え、町が管理する全ての公園施設を横断的に捉えます。その上で、利用者の安全確保を最優先とし、住民アンケートで寄せられた「遊具の充実」や「トイレの清潔さ」といった多様なニーズへの的確な対応、施設の計画的な機能保全、そして将来的なライフサイクルコスト（LCC）の縮減と財政負担の平準化を同時に達成することを目指します。このため、従来の現状維持を基本とした管理から、能動的な安全管理へと基準を引き上げる「質の転換」を図り、町内全域における公園品質の底上げを図ります。全施設の中から、劣化状況や利用実態を詳細に調査した上で、特に長寿命化対策が喫緊の課題となっている施設を優先的に計画対象として選定し、限られた財源を最大限に活用した持続可能な公園ストックマネジメントを推進します。

2-2. 計画対象公園の選定

本計画策定にあたっての協議の結果、計画対象範囲について以下の通り調整を行いました。

2-2-1. 対象に含める公園施設

当初は都市公園のみを対象としていましたが、農村広場など都市公園以外の公園も本計画の対象に含め、都市公園化の可能性を探ります。これは、過去に中野沼公園を都市公園化した実績を踏まえ、今回も同様に県との協議を検討することで、対象施設の範囲を広げ、町全体の公園機能の向上を図るためです。あわせて、これらの施設についても順次、都市公園と同等の安全基準を適用する「質の転換」を図ります。従来の現状維持を基本とした管理から、能動的な安全管理へと基準を引き上げることで、町内全域における公園品質の底上げと安全性の確保を最優先に進めます。



駅前児童公園



中野沼公園

2-2-2. 対象から除外する公園施設

邑楽町民スポーツレクリエーション広場や邑楽町青少年広場は、町の体育施設全体の再編計画において別途検討される可能性が高いため、本計画の対象からは除外します。これにより、各計画の役割分担を明確にし、効率的な事業推進を目指します。

これらの選定基準に基づき、町内の公園施設について予備調査、健全度調査、健全度・緊急度・重要度判定を実施し、具体的な長寿命化対策の検討を進めてまいります。

表2-1 計画対象公園

種類		種別	公園数	面積 (ha)
都市公園	住区基幹	街区公園	10	3.29
		近隣公園	3	4.80
		地区公園	3	15.90
	都市基幹	総合公園	1	7.80
	計			17
その他公園	農村広場		1	2.77

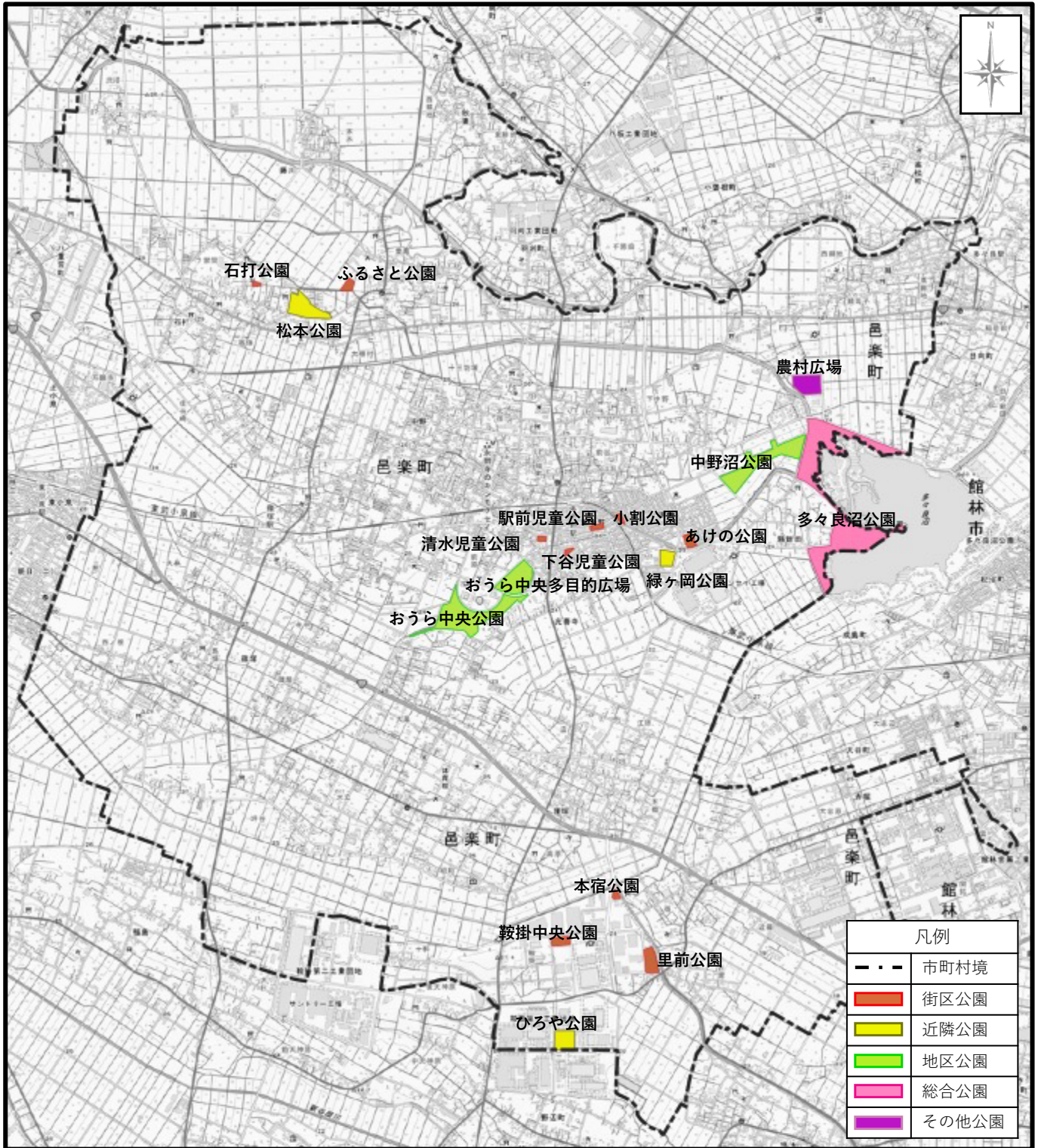


図2-1 公園位置図

2-3. 公園機能適正度調査の実施

公園施設の長寿命化に加え、各公園が現在の社会ニーズや周辺の居住環境に適した機能を果たしているかを確認するため「公園機能適正度調査」を実施しました。

■ 調査の視点

公園敷地内だけでなく、周辺の状況や公共施設との近接性、アクセスのしやすさ等を考慮

■ 判定項目

バリアフリー・安全性（段差・多機能トイレ・動線等）への適合性

表3-1 公園機能適正度調査の例

周辺状況	中野東小学校に近接していることや周囲が住宅地であることから、親子連れや小学生の日常利用が主である。		
バリアフリー・安全性	アクセス	○	公園入口に車椅子を拒む段差等はない
	便所	△	男女別ではあるが、多機能ではない
	動線	△	園路は舗装がされているが、一部劣化がある
総合判定	機能維持の観点から最も優先すべきは、広域避難拠点としての便所のバリアフリー化である。あわせて、現在使用不可となっている遊具の更新に際しては、近隣小学校や居住者のニーズを反映し、インクルーシブ遊具を取り入れた再整備が求められる。		

第3章. 予備調査

3-1. 予備調査の概要

本公園施設長寿命化計画の策定にあたり、予備調査は計画策定の初期段階における重要なプロセスとして位置付けられます。国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」においても、予備調査の実施が必須事項とされています。

この調査の主な目的は、町内の公園施設の計画的な維持管理と改築を推進するため、既存資料を基に公園施設に関する情報を収集し、現地確認を行った上で公園及び公園施設に関する情報を整理することです。

具体的には、本業務における予備調査は以下の内容で実施します。

➤ 資料収集と与条件の整理

都市公園台帳、公園施設台帳、設計図、工事図書（竣工図）、公園施設の更新履歴などの基礎的データを収集・整理し、公園施設を予防保全型管理または事後保全型管理の対象施設に区分します。また、令和6（2024）年度に実施された住民アンケート結果も活用し、住民ニーズを把握します。



➤ 現地踏査

整理された資料を元に現地調査を行い、公園施設の設置状況や利用状況、劣化や損傷の概要を把握します。これにより、資料情報の補完や修正を行います。



➤ 数量集計等取りまとめ

予備調査の結果を元に、公園施設の情報を集計・整理し、今後の健全度調査および長寿命化計画策定のための基礎資料として取りまとめます。

3-2. 予備調査の実施

予備調査では、対象公園に設置された公園施設の種類、数量や主要部材等を確認するとともに、計画策定に必要となる次の**管理類型を施設ごとに設定**しました。

予防保全型管理施設		事後保全型管理施設	
<p>公園施設の補修・修繕を計画的に実施し、重大な劣化や損傷を未然に防止することで、安全性を維持しつつ施設の耐用年数を最大限に延伸させる管理方法です。特に、高所施設や複雑な構造を持つ遊具など、故障が利用者の安全に直結する施設を対象とします。</p> <p>定期的な点検結果に基づき、部材の劣化が顕著になる前に適切な対策を講じることで、突発的な事故を防ぎ、中長期的な更新コストの抑制を図ります。</p>		<p>日常的な巡視や点検を通じて公園施設の安全性を継続的に確認し、補修による延命よりも更新の方が費用対効果が高いと判断される段階で、計画的に取り替える管理方法です。主にベンチや園路など、万が一の故障時にも利用者への危険性が相対的に低い施設を対象とします。</p> <p>壊れるまで放置するのではなく、点検において機能維持や安全性の担保が困難と予測される直前で、周辺施設との再編を含めた更新判断を行います。これにより、管理コストを最適化しつつ、公園全体の品質を維持します。</p>	
施設種別	施設例	施設種別	施設例
園路広場	木製デッキ等	園路広場	園路、広場、橋梁等
修景施設	日陰棚等	修景施設	花壇、池等
休養施設	四阿、パーゴラ等	休養施設	ベンチ、テーブル等
遊戯施設	遊具	遊戯施設	
運動施設	バックネット等	運動施設	テニスコート等
教養施設	記念碑等	教養施設	記念碑（石碑等）
便益施設	トイレ等	便益施設	駐車場（立体式を除く）等
管理施設	管理事務所等	管理施設	照明施設、引込柱、車止め等
<p>(参考：トイレ)</p> 		<p>(参考：ベンチ)</p> 	

表3-1 施設一覧表の例

No.	公園施設種類	具体的施設名称	数量	主要部材	予防○	備考
					事後×	
1	園路広場	舗装	約300m	アスファルト	×	
2	修景施設	植栽	約300m	外周植栽	—	
3	休養施設	パーゴラ	1基	再生木材	○	
4		休憩所	2基	鋼材	○	
5		ベンチ	6基	再生木材	×	
6	遊戯施設	スプリング遊具	2基	FRP	○	
7		鉄棒	1基	鋼材	○	
8		砂場	2基	砂	○	
9		健康器具	1基	鋼材	○	
10		ブランコ	2基	鋼材	○	
11		ジャングルジム	1基	鋼材	○	
12		複合遊具	1基	FRP	○	

3-3. 予備調査の結果

3-3-1. 対象公園施設数と公園施設の経過年数

予備調査の対象となる公園施設は「746施設」存在しており、そのうち共用開始から30年以上経過した公園施設は「381施設」で全体の約5割を占めています。

表3-3 対象公園施設数

施設種別	施設数	割合 (%)
園路広場 (木製デッキ、園路等)	36	4.8
修景施設 (日陰棚、花壇等)	30	4.0
休養施設 (四阿、ベンチ等)	220	29.5
遊戯施設 (ブランコ、滑り台等)	66	8.8
運動施設 (バックネット等)	46	6.2
教養施設 (記念碑等)	30	4.0
便益施設 (便所、水飲場等)	85	11.4
管理施設 (管理事務所、車止め等)	233	31.2
合計	746	100.0

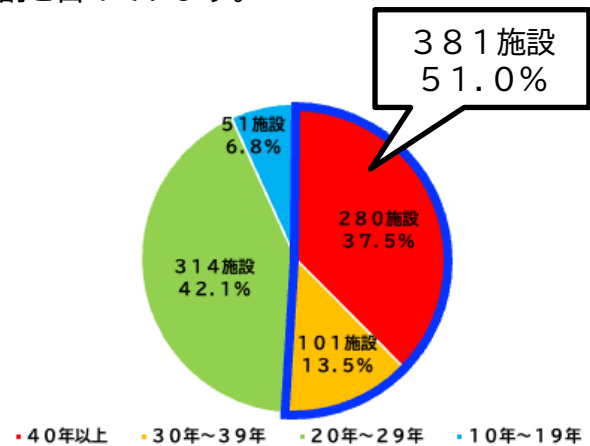


図3-2 公園施設の経過年数

3-3-2. 公園資料の現状と課題

予備調査の段階で把握された町内の公園施設に関する現状と課題は以下の通りです。

■ 公園台帳

手書きや古いデータが混在しており、現状と乖離している可能性が高いことが判明しました。

■ 遊具点検記録

点検対象は遊具のみに限定されています。

■ 工事履歴

公園施設に関するまとまった工事履歴資料は存在しませんでした。

■ 住民アンケート

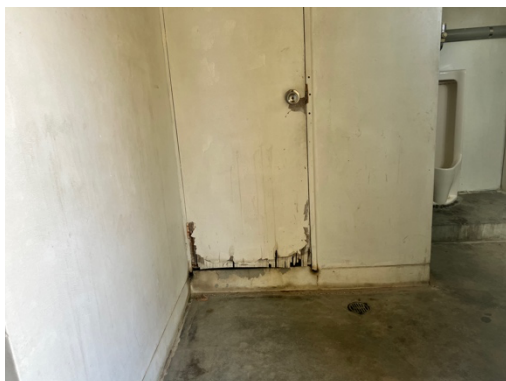
令和6（2024）年度に総合計画策定のために実施された住民アンケート結果から、公園に関する住民の意見や利用者の属性を把握し計画に活用します。

3-3-3. 現地確認及び住民ニーズから把握された公園施設の課題

（1）現地確認の現状

住民などからトイレの清潔さに関する苦情が常に寄せられており、老朽化が進行していることが確認されています。老朽化したトイレは、緊急な対策が必要な施設として位置付けを検討します。

また、全体的に遊具の設置数が非常に少ない状況です。かつてブランコや滑り台があった公園でも、利用者の減少等を理由に遊具が撤去されており、現在では、多くの公園で遊具が設置されていません。



農村広場（トイレドアの腐食）



ふるさと公園（遊具の撤去）

(2) 住民ニーズの現状

公園に関するアンケート結果より、町内の公園整備に対する切実な意見が多数寄せられています。公園への期待と必要な施設として「子供の遊び空間」や「子ども向け遊具」を求める声が多く挙げられており（図3-3）、具体的には「公園の数が不足している」「地域ごとに利用できる公園があると嬉しい」といった設置数に関する要望に加え、「遊具が少ない」といった機能面への不満も顕著です（表3-4）。

こうした現状から、町内の公園では物足りず町外（千代田町の中里公園や太田市のぐんまこどもの国など）へ流出している可能性がアンケート結果からも推察されます。

補助金等の財源を有効に活用しながら、安全性と利便性を兼ね備えた魅力ある公園整備を検討します。

図3-3 公園への期待と必要な施設

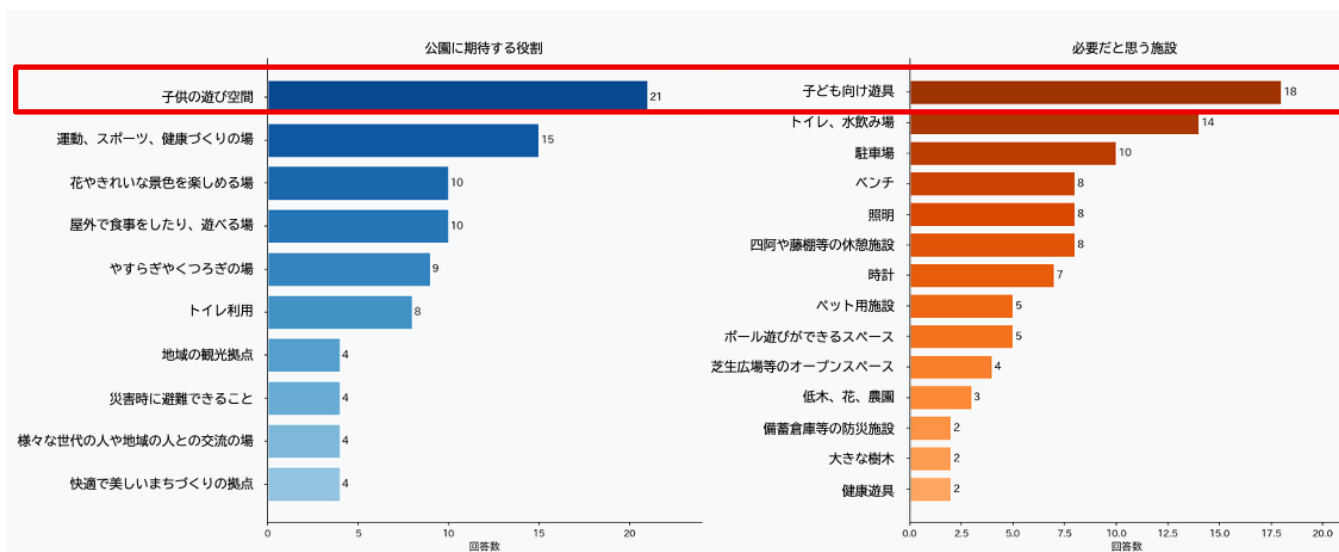


表3-4 主な意見（自由記述）

■ 公園の数について

- ・ 子供が遊べる公園が少ないので、公園の数を増やしてほしい。
- ・ 邑楽町民スポーツレクリエーション広場は自由に出入りができなくなってしまい、長柄小学校周辺には公園がない。
- ・ 長柄地区には公園が少ないので、地域ごとに小さくても公園があると嬉しい。

■ 遊具について

- ・ 松本公園やふるさと公園をよく利用するが、子供の遊び場としては少し物足りなく感じる。
- ・ 近隣市町村と比べ遊具の設置状況が良くない。大型遊具などが無いため、子どもを公園に連れて行っても楽しめず、結局他の市町村の公園が選択肢になってしまう。

出典：邑楽町公園に関するアンケート

3-3-4. 今後の計画策定に向けた方向性

予備調査を通じて、既存の資料が十分に整備されていない中で公園施設の老朽化が進行し、住民の具体的なニーズに公園が応えられていないという現状が明らかになりました。今後は、これらの予備調査結果を基に、以下の点を考慮しながら、長寿命化計画の検討を進めます。

■ 優先施設の長寿命化対策

特に老朽化が著しい施設や更新にかかる費用が大きく、安全性の確保が急務な施設から優先的に長寿命化対策を検討します。

■ 公園機能の適正化

無計画に遊具を増やすのではなく、公園ごとの利用状況や地域性を検証し、効率的な配置を検討します。

■ 新たな施設導入の検討

補助金等の財源を有効に活用しながら、大型複合遊具や屋内遊戯場、インクルーシブ遊具の導入可能性について検討します。

■ 公園台帳の更新とデータベース化

現地調査を通じて公園台帳の情報を更新し、データベース化したものを将来的な維持管理の効率化と管理情報の継承を円滑にするための資料として活用します。

■ 都市公園化の検討

老朽化した農村広場等の公園を都市公園化する可能性について、過去の実績を踏まえ、県との協議を進めます。

これらの現状と課題を踏まえ、公園利用者の安全を確保しつつ、ライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化を図り、多様な住民ニーズに対応できる、持続可能な公園整備計画を策定してまいります。

第4章. 健全度調査・判定

4-1. 健全度調査の概要

本公園施設長寿命化計画における健全度調査は、町内の公園施設の計画的な維持管理、改築等に係る取り組みを推進する上で極めて重要な工程です。国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」に基づき、予備調査において「予防保全型管理を行う候補の施設」に分類された公園施設を対象に実施します。

健全度調査対象施設（予防保全型管理施設） = 158施設 / 688施設[※]

※ 予備調査の対象施設 746施設のうち、本計画では遊具等の構造物を対象としているため、「植栽」を調査対象から除外しました。また、施設区分上は運動施設に分類される「芝生広場（自由広場）等」についても、実態が自然物であることから対象外としています。これらを整理した結果、最終的な対象施設数（予防保全型管理施設 + 事後保全型管理施設）は 688施設 となります。

表4-1 主な調査対象施設の区分

一般施設	噴水、四阿、バックネット、記念碑、照明施設 等
遊具	ブランコ、滑り台、シーソー 等
土木構造物	橋梁、野球場、植物園、擁壁 等
建築物	キャンプ場、売店、トイレ、管理事務所、展望台 等
各種設備	法令等で点検が必要な施設

この調査の主な目的は以下の通りです。

■ 構造部材及び消耗材の劣化や損傷状況の確認

公園施設の構造上重要な部分（構造部材）や、使用によって摩耗・劣化する部分（消耗材）の具体的な劣化・損傷状況を目視等により詳細に確認します。

■ 安全性の確保

公園利用者の安全確保を最優先に、施設本体とその周辺に存在する危険性の有無を確認します。

■ 機能保全と美観的価値の評価

施設の機能が適切に保たれているか、また公園の顔やシンボルとしての美観が維持されているかを確認します。

■ 対策時期の想定

予防保全型管理における対策時期（補修もしくは更新時期）の想定を行います。

予備調査で得られた公園施設情報に基づき、『健全度判定』・『緊急度判定』・『重要度判定』を行います。

4-1-1. 健全度判定

公園施設ごとの劣化や損傷の状況及び安全性などを総合的に確認し、補修や更新の必要性について総合的に判定します。判定は「A・B・C・D」の4段階で評価され、各段階の評価基準は以下の通りです。

表4-2 健全度判定基準

健全度	評価基準
D	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に顕著な劣化である。• 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。
C	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に劣化が進行している。• 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
B	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。• 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
A	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に健全である。• 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。

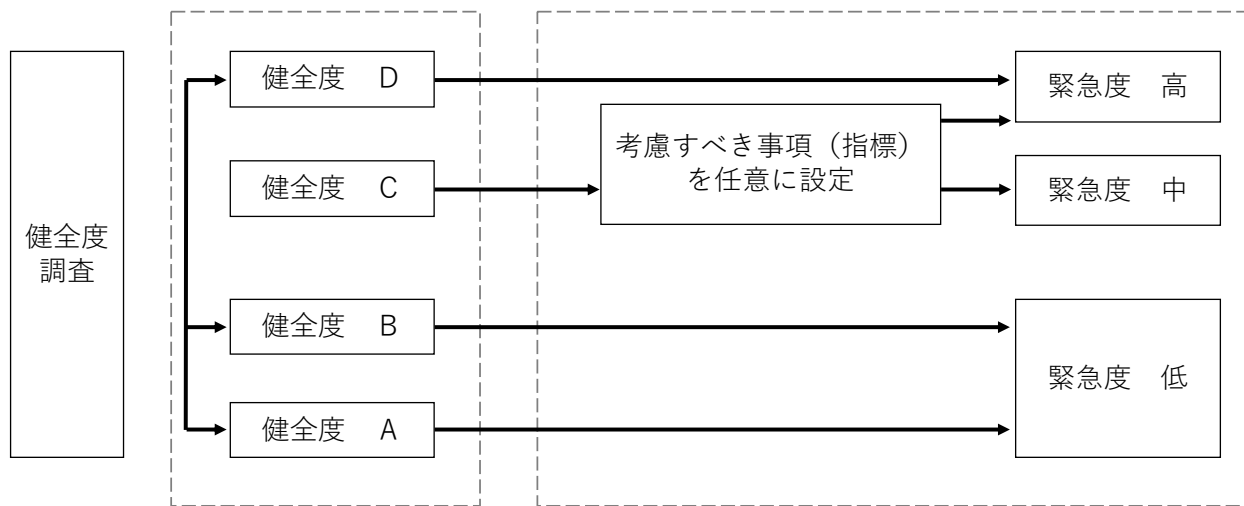
4-1-2. 緊急度判定

健全度判定の結果に基づき、公園施設の補修もしくは更新に対する緊急度を「低・中・高」の3段階で評価します。例えば、健全度C判定の施設については、安全性の観点から遊具は緊急度「高」、その他の施設は緊急度「中」とするなどの基準を設定します。

表4-3 緊急度判定の目安

緊急度	判定の目安
高	<ul style="list-style-type: none">• 健全度判定がDの施設• 健全度判定がCの施設のうち、任意に設定した考慮すべき事項（指標）に照らして、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設。
中	<ul style="list-style-type: none">• 健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設。
低	<ul style="list-style-type: none">• 健全度判定がA又はBの公園施設。

図4-1 緊急度の判定フロー



4-1-3. 重要度判定

公園施設が持つ機能の重要性や、施設が故障・損傷した場合の利用者への影響度を評価し、対策の優先順位を決定するための指標として設定します。判定にあたっては、「安全性」「機能性」「持続性」の3つの判定項目を設定して施設ごとに点数化を行い、その合計点に基づき重要度を1位（高い）から4位（低い）までの4段階で区分します。

表4-4 重要度判定の目安

重要度	評価基準
重要度 1位	<ul style="list-style-type: none"> 判定項目による評価点合計が8点・7点の施設。 公園運営に不可欠であり、不具合が重大な事故や機能停止に直結する最優先管理施設。
重要度 2位	<ul style="list-style-type: none"> 判定項目による評価点合計が6点・5点の施設。 公園機能を維持する上で重要性が高く、計画的な対策が必要とされる施設。
重要度 3位	<ul style="list-style-type: none"> 判定項目による評価点合計が4点・3点の施設。 標準的な公園機能を担う施設であり、健全度に応じた適切な維持管理を行うもの。
重要度 4位	<ul style="list-style-type: none"> 判定項目による評価点合計が2点～0点の施設。 利用頻度が低い、または代替性が高く、不具合時の影響が限定的な施設。

4-2. 健全度調査の結果

健全度調査の結果は、町内の各公園施設の現状を客観的に把握し、今後の長寿命化対策の基礎となります。調査を通じて得られた公園施設の健全度や緊急度の判定結果、さらには施設重要度を用いたクロス評価による「対策の優先順位」について詳細に報告します。

4-2-1. 健全度判定結果

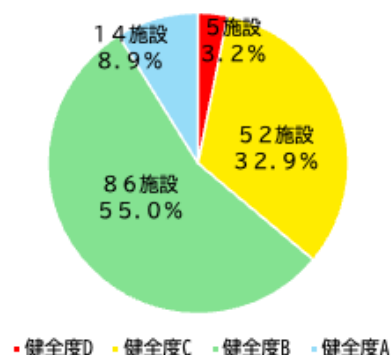
調査対象となった公園施設について、健全度A（全体的に健全）からD（全体的に顕著な劣化）までの4段階評価の分布になります。これにより、町全体の公園施設の健康状態が俯瞰的に理解できるようになります。

特に、健全度Dと判定された施設は、施設全体に顕著な劣化が認められる状態にあり、安全性の低下や機能喪失の恐れがある施設として早急な対応が求められます。これらの施設については、公園施設の利用禁止の検討、あるいは速やかな補修・更新といった対策が必要な対象として位置づけます。

表4-5 健全度判定結果

健全度判定	施設数	割合 (%)
D	5	3.2
C	52	32.9
B	87	55.0
A	14	8.9
計	158	100.0

図4-2 健全度の割合



(健全度「D」と評価された施設)



表4-6 健全度判定結果（健全度C判定及びD判定）

名称	施設種類	施設名称	数量	健全度判定
あけの公園	休養施設	パーゴラ	1	C
	遊戯施設	スプリング遊具	2	C
		鉄棒	1	C
		砂場	2	C
		健康器具	1	C
		ブランコ	1	C
	ブランコ	1	C	
便益施設	便所	1	C	
石打公園	休養施設	パーゴラ	1	C
	遊戯施設	砂場	1	C
		ブランコ	1	C
便益施設	便所	1	C	
駅前児童公園	遊戯施設	砂場	1	C
		ジャングルジム	1	C
便益施設	便所	1	C	
鞍掛中央公園	休養施設	四阿	1	C
	遊戯施設	健康器具	4	C
小割公園	遊戯施設	ブランコ	1	C
里前公園	遊戯施設	スプリング遊具	2	C
		シーソー	1	C
		ブランコ	1	C
		滑り台	1	C
下谷児童公園	遊戯施設	ブランコ	1	C
	便益施設	便所	1	C

名称	施設種類	施設名称	数量	健全度判定
清水児童公園	休養施設	休憩所	2	C
	遊戯施設	砂場	1	C
		ブランコ	1	C
		滑り台	1	C
ふるさと公園	教養施設	動物置物	4	C
	便益施設	便所	1	C
ひろや公園	便益施設	便所	1	C
松本公園	遊戯施設	滑り台	1	C
		滑り台	1	C
		ブランコ	1	C
おうら中央公園	遊戯施設	複合遊具	1	C
中野沼公園	園路広場	水生植物観察木製八橋	2	C
		人道橋	1	C
多々良沼公園	休養施設	パーゴラ	2	C
	便益施設	四阿	1	C
便益施設	便所	1	C	

名称	施設種類	施設名称	数量	健全度判定
中野沼公園	教養施設	デッキ	1	D
多々良沼公園	修景施設	噴水施設	1	D
	休養施設	四阿	1	D
農村広場	便益施設	便所	2	D

4-2-2. 緊急度判定結果

健全度判定と合わせて、施設の劣化に伴う利用者への危険性等を勘案した「緊急度（高・中・低）」の3段階評価の分布になります。

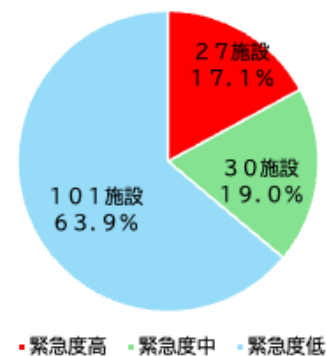
特に緊急度「高」と判定された施設は、重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは緊急な補修もしくは更新が必要な施設として、最優先に対策を講じる必要があります。

緊急度「高」判定の施設については、具体的な劣化箇所や危険性を特定した上で、利用制限の有無や修繕計画への反映状況について詳細に報告します。

表4-7 緊急度判定結果

緊急度判定	施設数	割合 (%)
高	27	17.1
中	30	19.0
低	101	63.9
計	158	100.0

図4-3 緊急度の割合



(緊急度「高」と判定された施設)



表4-8 緊急度判定結果（緊急度中判定及び高判定）

名称	施設種類	施設名称	数量	緊急度判定
あけの公園	休養施設	パーゴラ	1	中
	遊戯施設	スプリング遊具	2	中
		鉄棒	1	中
		砂場	2	中
		健康器具	1	中
		ブランコ	1	中
石打公園	休養施設	パーゴラ	1	中
駅前児童公園	遊戯施設	砂場	1	中
	便益施設	便所	1	中
鞍掛中央公園	休養施設	四阿	1	中
	遊戯施設	健康器具	4	中
里前公園	遊戯施設	スプリング遊具	2	中
		ブランコ	1	中
		滑り台	1	中
下谷児童公園	遊戯施設	ブランコ	1	中
	便益施設	便所	1	中
清水児童公園	休養施設	休憩所	2	中
ふるさと公園	便益施設	便所	1	中
ひろや公園	便益施設	便所	1	中
松本公園	遊戯施設	滑り台	1	中
中野沼公園	園路広場	水生植物観察木製八橋	2	中
多々良沼公園	休養施設	四阿	1	中
名称	施設種類	施設名称	数量	緊急度判定
あけの公園	遊戯施設	ブランコ	1	高
	便益施設	便所	1	高
石打公園	遊戯施設	砂場	1	高
	遊戯施設	ブランコ	1	高
駅前児童公園	便益施設	便所	1	高
駅前児童公園	遊戯施設	ジャングルジム	1	高
小割公園	遊戯施設	ブランコ	1	高
里前公園	遊戯施設	シーソー	1	高
清水児童公園	遊戯施設	砂場	1	高
		ブランコ	1	高
清水児童公園	遊戯施設	滑り台	1	高
		滑り台	1	高
ふるさと公園	教養施設	動物置物	4	高
松本公園	遊戯施設	滑り台	1	高
		ブランコ	1	高
おうら中央公園	遊戯施設	複合遊具	1	高
中野沼公園	園路広場	人道橋	1	高
	教養施設	デッキ	1	高
多々良沼公園	修景施設	噴水施設	1	高
	休養施設	パーゴラ	2	高
		四阿	1	高
多々良沼公園	便益施設	便所	1	高
農村広場	便益施設	便所	2	高

4-2-3. 重要度判定結果

健全度・緊急度判定結果より施設重要度（優先順位の判定）を評価します。

特に健全度D判定かつ緊急度「高」と判定された施設（優先順位1）は、最優先に長寿命化対策を講じる必要がある施設として、速やかに詳細調査を実施し、修繕・更新・撤去等の具体的方針を決定します。対策実施までの期間は、必要に応じて立入禁止措置や重点的な巡回点検を行い、利用者の安全確保に万全を期します。

健全度C判定かつ緊急度「高」と判定された施設のうち施設重要度が1位（優先順位2）の施設についても、5年以内の補修もしくは更新を検討する必要があります。

表4-9 優先順位の見える化

優先順位の判定						
健全度評価結果との クロス評価		施設重要度の評価結果				計
		1位	2位	3位	4位	
		(8点・7点)	(6点・5点)	(4点・3点)	(2点～0点)	
健全度 評価 結果	健全度D (緊急度 高)	優先順位 1 (3施設)	優先順位 1 (0施設)	優先順位 1 (0施設)	優先順位 1 (2施設)	5
	健全度C (緊急度 高)	優先順位 2 (9施設)	優先順位 3 (0施設)	優先順位 3 (0施設)	優先順位 4 (13施設)	22
	健全度C (緊急度 中)	優先順位 3 (5施設)	優先順位 3 (0施設)	優先順位 4 (8施設)	優先順位 4 (17施設)	30
	健全度B (緊急度 低)	優先順位 4 (15施設)	優先順位 4 (8施設)	優先順位 4 (64施設)	優先順位 5 (0施設)	87
	健全度A (緊急度 低)	優先順位 5 (12施設)	優先順位 5 (2施設)	優先順位 5 (0施設)	優先順位 5 (0施設)	14
	計	44	10	72	32	158

優先順位1位の施設には、やすらぎ池や西沼を有するおうら中央公園・中野沼公園の橋梁やデッキ、さらに故障により休止中となっている多々良沼公園の噴水が含まれており、これら水資源に関連する施設の早期復旧・対策が急務となっています。

また、トイレについては対象公園の半数以上が上位（1位～4位）に評価されており、特に農村広場のトイレは「健全度D判定かつ緊急度：高」と極めて深刻な状態にあります。老朽化に伴う清潔感の欠如は、利用者からの苦情が相次ぐ要因となっており、公園全体の美観や利便性を著しく損なう要因となります。

以上の状況を鑑み、評価結果が1位となった主要施設及び利用環境に直結する各公園のトイレについては、補修または更新を最優先課題として計画的かつ速やかな対策を実施します。

表4-10 優先順位に基づく対応方針と施設重要度の評価結果1位の主な施設

優先順位	全施設数	全施設数の割合 (%)	施設重要度1位の施設数	公園名称	主な施設名称	対応方針
優先順位 1	5	3.2	4	多々良沼公園	噴水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以内に緊急対策を実施 ※人命に関わる施設は1年以内に着手 ・ 利用状況に応じて撤去等も検討
				農村広場	便所	
優先順位 2	9	5.7	9	あけの公園	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以内の補修もしくは更新
				石打公園	便所	
				多々良沼公園	便所	
				多々良沼公園	パーゴラ	
優先順位 3	5	3.2	5	駅前児童公園	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以内の補修もしくは更新
				下谷児童公園	便所	
				ひろや公園	便所	
				中野沼公園	八つ橋	
優先順位 4	125	79	15	鞍掛中央公園	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の維持保全をしながら経過観察
				里前公園	便所	
				清水児童公園	便所	
				松本公園	便所	
				緑ヶ岡公園	便所	
				おうら中央公園	便所	
				中野沼公園	便所	
多々良沼公園	便所					
優先順位 5	14	8.9	12			<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の維持保全をしながら経過観察
計	158	100.0	45			

4-3. データベースの更新

予備調査及び健全度調査を通じて得られた詳細な施設情報を基に、長期間更新が滞っていた既存の公園台帳をデジタル化・データベース化し、最新の情報への更新を完了させます。本データベースの構築と運用により、以下の目的を達成し、公園管理の質の転換を図ります。

■ 施設情報の一元化と可視化

町内にある全ての公園施設（都市公園、農村広場等）の名称、種別、設置年数、健全度・緊急度判定結果、及び過去の修繕・更新履歴を一元的に集約します。

■ 維持管理業務の高度な効率化

情報のデジタル化により、劣化状況や点検履歴の迅速な検索・照会が可能となります。これにより、現場での異常発見から修繕計画への反映までのリードタイムを短縮し、日常業務の負担軽減を実現します。

■ 戦略的な将来計画への活用

健全度調査結果に住民アンケート等のニーズ情報を掛け合わせ、大型複合遊具やインクルーシブ遊具の導入検討、公園ごとの配置適正化などの意思決定を行うための強力な基礎資料として活用します。

■ 持続可能な管理基盤の確立

体系化された管理情報をクラウド等で蓄積・継承することで、人事異動や組織変更があった際にも、公園施設の経緯やリスク箇所を漏れなく円滑に引き継ぐことが可能な体制を構築します。

第5章. 公園施設長寿命化計画の策定

本章では、これまでの予備調査及び健全度調査・判定の結果を踏まえ、町内の公園施設の計画的な維持管理と改築を推進するための「公園施設長寿命化計画」を具体的に策定します。公園施設の安全確保を最優先としつつ、将来のライフサイクルコスト（LCC）の縮減と財政負担の平準化を図り、多様な住民ニーズに対応できる持続可能な公園整備を目指します。

5-1. 基本方針の設定

公園施設の長寿命化のための基本方針は、**予防保全型管理施設**と**事後保全型管理施設**に区分して維持管理を行います。なお、当面は事後保全と予防保全を併用しつつ、更新時期が集中する主要施設から優先的に予防保全型管理へ段階的に移行します。補修にあたっては、メンテナンス性に優れた汎用部品を選定し、長期的な修繕コストの抑制と作業の効率化を目指します。

表5-1 公園施設の長寿命化のための基本方針

管理類型区分	対象施設	基本方針
予防保全型 管理施設 <u>158施設</u>	一般施設 土木構造物 建築物 各種設備	<ul style="list-style-type: none"> 維持保全（清掃・保守）と日常点検に加え、5年に1回以上の健全度調査により施設の劣化状況を常に確認する。 可能な限り、健全度がC判定になる前に計画的な修繕や更新を実施し、施設の長寿命化を目指す。 更新時は、住民の要望に合わせて配置換えや集約を検討し、機能再編を図る。
	遊具	<ul style="list-style-type: none"> 維持保全（清掃・保守）と日常点検に加え、年1回実施する定期点検により施設の劣化状況を把握する。 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換などを行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を検討する。 更新時は、遊具不足に対する住民の要望を踏まえ、各公園の必要性を検証し、効率的な配置を検討する。
事後保全型 管理施設 <u>530施設</u>	全施設	<ul style="list-style-type: none"> 維持保全（清掃・保守）と日常点検で公園施設の機能保全と安全性を維持する。 日常点検で継続利用が困難と判断した施設は、撤去や更新を行う。 更新時は、住民の要望に合わせて配置換えや集約を検討し、機能再編を図る。

5-2. 日常的な維持管理に関する基本方針

日常的な維持管理に関する基本方針は、公園の管理体制の構築、年間の維持保全内容、点検の実施方針及び異常発見時の措置方針を整理するものです。

◎ 公園の管理体制

公園施設の維持管理を効率的に実施するための人員配置や、指定管理者の導入などの可能性を検討します。特に、公園台帳が長期間更新されておらず、現状と乖離している可能性が高いことが判明しているため、健全度調査結果に基づき台帳情報を更新し、データベース化を進めることで、将来的な維持管理の効率化と管理者の引き継ぎを円滑にします。

◎ 年間の維持保全内容

清掃、保守、修繕など、年間の維持保全活動の内容と実施方法を具体的に定めます。特に、トイレの清潔さに関する苦情が常に寄せられている現状を踏まえ、清掃・保守の頻度と質を向上させる方針とします。大型遊具やトイレの改修については、施設の更新時期に合わせ、アンケート等で寄せられた住民ニーズを精査した上で、利用者の多い拠点公園から優先的に機能向上（ユニバーサルデザイン化等）を検討します。あわせて、地域住民との協働による効率的な管理運営についても調査・研究を進めます。

◎ 日常点検・定期点検などの実施

日常点検や定期点検の実施体制、点検方法、頻度、判断基準などを明確にします。

公園管理者が実施する日常点検を施設保全の基本とし、点検項目を定めた調査票に基づき劣化状況を把握します。また、点検結果の蓄積・共有により経年変化を捉え、劣化の進行速度を予測し効率的な維持管理に役立てます。

遊戯施設及び法定点検が定められた施設については、年1回の定期点検を実施し、施設の劣化状況や安全規準への適合状況を把握します。また、この点検結果は必要に応じ公園施設長寿命化計画見直し時の健全度調査資料として用います。

◎ 異常発見時の措置方針

点検において異常が発見された際の連絡体制や、想定される措置方法（緊急補修、利用禁止など）について、基本的な考え方を整理し、公園利用者の安全確保を徹底します。

予防保全型管理施設に異常が発生した場合は健全度調査を実施し、状態に応じ修繕または補修を実施します。ただし健全度C、D相当で補修による延命効果が見込めない場合等は撤去、更新を検討します。また事後保全型管理施設に異常が発生した場合は施設の劣化状況に応じ修繕または撤去、更新を判断します。

5-3. 公園施設長寿命化対策の検討

公園施設ごとに具体的な長寿命化対策を検討し、その費用を算出します。

5-3-1. 使用見込み期間の設定

公園施設ごとのライフサイクルコスト（LCC）算出や対策時期設定のため、実際に使用が可能と想定される期間（使用見込み期間）を設定します。

表5-2 使用見込み期間

処分制限期間	事後保全型管理 における使用見込み期間	予防保全型管理 における使用見込み期間
20年未満	処分制限期間の2倍	事後保全の使用見込み期間の1.2倍と設定 (処分制限×2.4)
20年以上～40年未満	処分制限期間の1.5倍	事後保全の使用見込み期間の1.2倍と設定 (処分制限×1.8)
40年以上	処分制限期間の1倍	事後保全の使用見込み期間の1.2倍と設定 (処分制限×1.2)

また、上記の考え方に基づいて処分制限期間を算出すると、一部処分制限期間と使用見込み期間で長さが逆転することがあるため、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】に示される補正值を使用見込み期間として採用します。

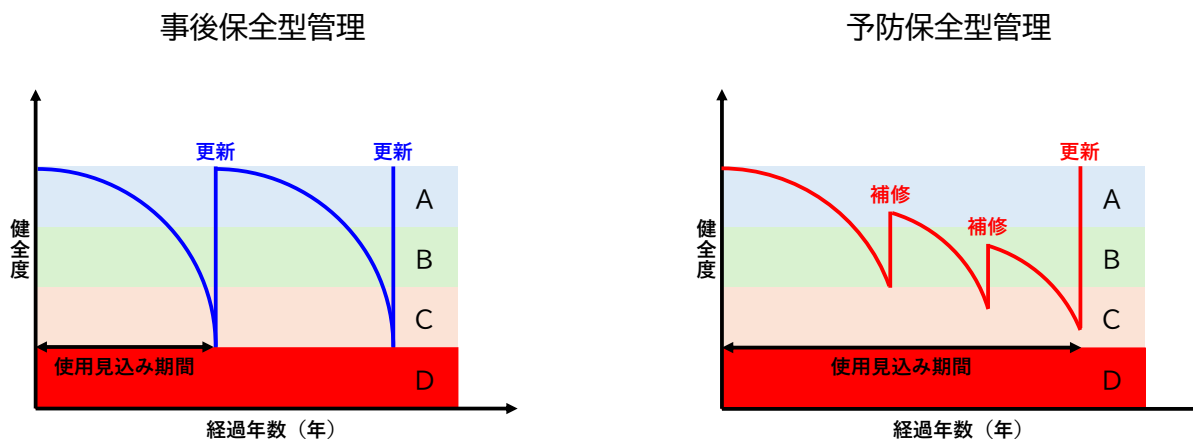
表5-3 補正した使用見込み期間（抜粋）

処分制限期間（年）	使用見込み期間（年）	
	事後保全型管理	予防保全型管理
7	14	17
8	16	19
9	18	22
10	20	24
11	22	26
12	24	29
13	26	31
14	28	34

5-3-2. 更新時期の設定

更新時期は、「整備時+使用見込み期間」を更新時期の基本的な考え方とします。

予防保全型管理施設は、処分制限期間を迎える前に補修などの対策を行い、長寿命化を図ることを基本として対策時期を設定します。事後保全型管理施設は、求められる機能が確保できないと判断されてから撤去・更新を基本とします。



ライフサイクルコスト（LCC）は、予防保全型の管理を行った場合と事後保全型の管理を行った場合の総費用をそれぞれの使用見込み期間（使用できると予想される期間）で割って単年度あたりの費用をライフサイクルコスト（LCC）として算出します。この両者を比較して予防保全型管理を行う場合のライフサイクルコスト（LCC）が低いとき、その差額をライフサイクルコスト（LCC）縮減額とします。

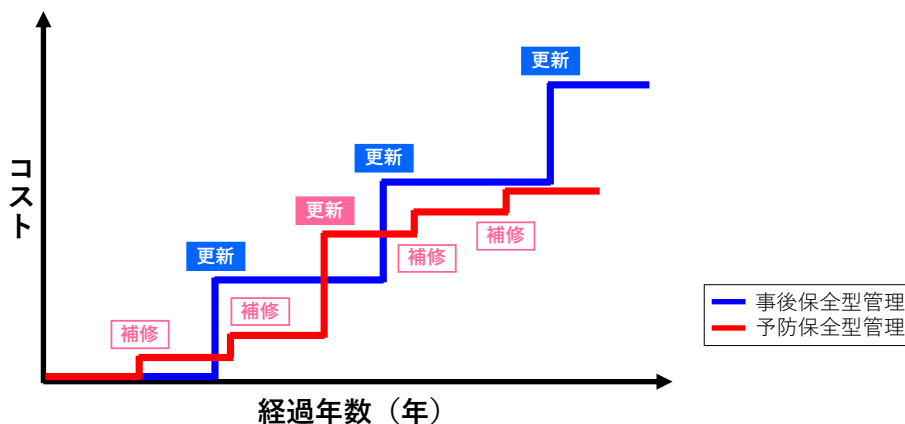


図5-1 管理類型別の経過年数と健全度及びコストイメージ

5-3-3. 予防保全型管理施設への対策

定期的な健全度調査（概ね5年に1回以上）を設定し、その費用を計上します。

健全度や緊急度に応じた補修内容や対策時期を検討しそれにより得られる延命期間を設定します。

表5-4 健全度調査項目（着目する損傷種類）と確認方法の例

材質	健全度調査項目 (損傷種類)	状況	確認 方法
金属類	1. 防食機能劣化/腐食	防食機能の劣化：鋼材の防食被覆（塗装、メッキ・金属溶射）の劣化により、変色・光沢減少、ひび割れ、はがれ等が生じている状態 腐食：鋼材に錆が発生している状態、または、錆の進行により断面欠損を生じている状態	目視
	2. ゆるみ・脱落	接合部のボルト類に緩みや脱落が生じている状態	目視 触診
	3. 亀裂	鋼材に外力が繰り返し作用することで、弱点部（溶接の内部欠陥、溶接の止端部、ボルト孔などの応力集中部）を起点とする微細な亀裂が発生した状態	目視
	4. 摩耗	材料が他の物体と摩擦接触の繰り返しにより表面が擦り減った状態	目視
コンクリート	5. ひびわれ	コンクリート部材の表面にひびわれが生じている状態	目視
	6. 剥離・鋼材露出	コンクリート部材の表面が剥離している状態（剥離部で鉄筋が露出している場合を鉄筋露出という）	目視 打診
木	7. 腐朽/蟻害	腐朽菌やシロアリなどによる劣化。変色・カビの発生や断面の減少が生じている状態	目視
共通	8. 変形・破損	材質や原因に関わらず、部材に傷や変形、欠損、摩耗などの外観的損傷が生じている状態	目視
	9. ぐらつき	ぐらつきなど、所定の固定性が失われている状態	目視 触診
	10. 移動・沈下・傾斜	移動や沈下、傾きが生じている状態	目視
	11. その他	その他の損傷が生じている状態	目視

※損傷の確認方法は、基本的に外観目視により実施する。また、目視の補完として触診、打診により確認するほか、必要に応じてコンバックス、クラックスケール、テストハンマーなどの簡易器具を使用する。

出典：公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】

5-3-4. 事後保全型管理施設への対策

計画期間中に使用見込み期間が終了する施設については、「日常的な維持保全費」に「撤去・更新に関する費用」を加えて計上します。

終了しない施設については、「日常的な維持管理費」のみを計上します。

5-3-5. 補修時期の設定

公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】に示されている「補修内容の例」などを参考に、個別の施設に応じた補修時期を設定します。

5-4. ライフサイクルコスト（LCC）縮減額の算出

公園施設の長寿命化対策による効果を定量的に示すため、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減額を算出します。ライフサイクルコスト（LCC）は、公園施設の供用期間中に生じる「維持保全費」「健全度調査費」「補修費」「更新費」の合計を指します。

5-4-1. ライフサイクルコスト（LCC）の考え方

各施設の劣化状況や設置状況に応じて、長寿命化対策を実施した場合（予防保全型管理）と実施しない場合（事後保全型管理）のライフサイクルコスト（LCC）を比較検討します。

これにより、長寿命化対策がコスト縮減に寄与するかを評価します。

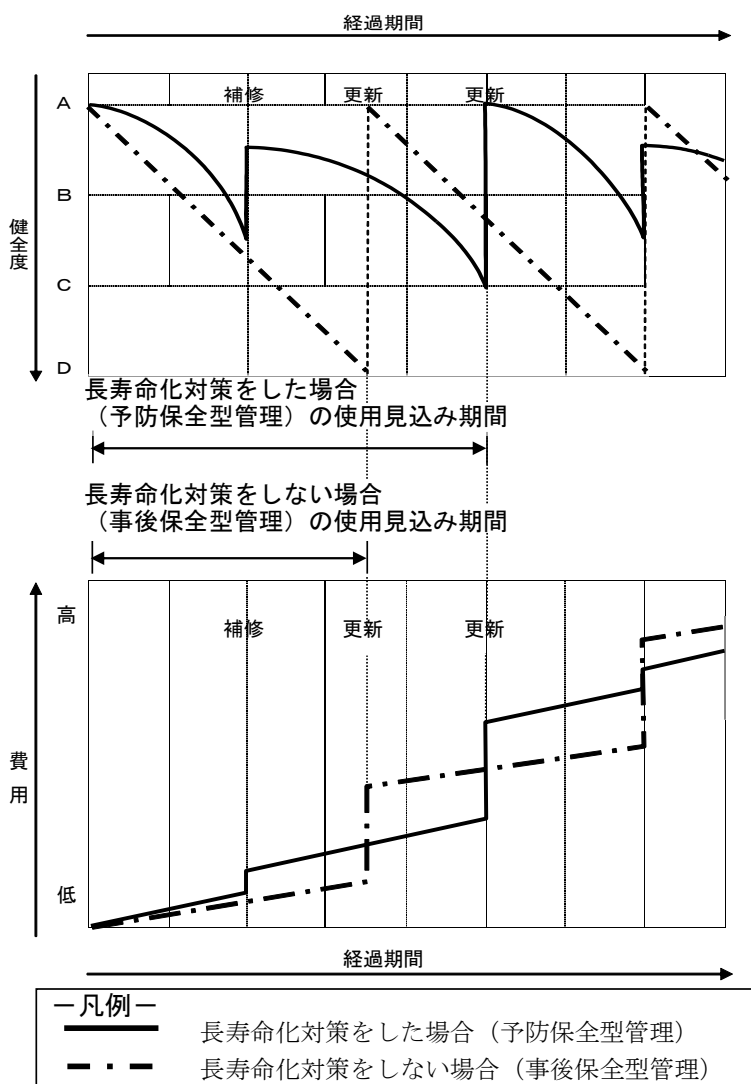


図5-2 長寿命化の概念図

出典：公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】

5-4-2. ライフサイクルコスト（LCC）の算出方法

公園施設のライフサイクルコスト（LCC）は、施設の設置から撤去までの間に発生する費用の総額になります。公園施設長寿命化計画では、事後保全型管理を行った場合と予防保全型管理を行った場合のライフサイクルコスト（LCC）を使用見込み期間で割って単年度あたりのライフサイクルコスト（LCC）を算出し、その差を縮減効果とします。

- 長寿命化対策を実施しない場合（事後保全型管理）の総費用は、使用見込み期間内の、「維持保全費」 + 「更新費」とする。

- 長寿命化対策を実施した場合（予防保全型管理）の総費用は、使用見込み期間内の、「維持保全費」 + 「健全度調査費」 + 「補修費」 + 「更新費」とする。

長寿命化対策費

単年度あたりのライフサイクルコスト（LCC）の算出

- 長寿命化対策を実施しない場合（事後保全型管理）の単年度あたりのライフサイクルコスト（LCC）は、

「長寿命化対策を実施しない場合の総費用」
÷ 「長寿命化対策を実施しない場合の使用見込み期間」 とする。

- 長寿命化対策を実施した場合（予防保全型管理）の単年度あたりのライフサイクルコスト（LCC）は、

「長寿命化対策を実施した場合の総費用」
÷ 「長寿命化対策を実施した場合の使用見込み期間」 とする。

単年度あたりのライフサイクルコスト（LCC）の縮減額の算出

- 単年度あたりのライフサイクルコスト（LCC）の縮減額は、

「長寿命化対策をしない場合の単年度あたりのライフサイクルコスト（LCC）」
- 「長寿命化対策をした場合の単年度あたりのライフサイクルコスト（LCC）」 とする。

ライフサイクルコスト（LCC）の縮減効果がマイナスとなる場合は、長寿命化のための基本方針又は長寿命化対策検討に立ち戻って再検討します。

5-5. 公園施設長寿命化計画の平準化

公園施設の長寿命化対策を実施するにあたっては、健全度調査の結果に基づき、著しい劣化が見受けられる施設や使用見込み期間を超過している施設から優先的に着手することを基本原則とします。しかし、対策時期が特定の年度に集中した場合、単年度の予算枠を大幅に超過し、計画的な事業執行が困難になる恐れがあります。そのため、以下の考え方に基づき、投資額の平準化を図ります。

5-5-1. 平準化の基本的な考え方

■ 緊急度に基づく優先順位の設定

重大な事故につながる恐れがある緊急度「高」の施設（優先順位1・2）を最優先に対策年度へ割り振ります。

■ 地域性と利用頻度の考慮

緊急度や健全度が同等の施設については、地域活動の拠点や利用者が多い公園を優先し、住民サービスへの影響を最小限に留めます。

■ 平準化ラインの設定と調整

計画期間10年間の概算費用（約10億1,500万円）の平均値を算出し、単年度あたり「約1億円」を目安とする平準化ラインを設定します。

■ 実施年度の戦略的シフト

予防保全の観点から、劣化が深刻化する前に対策時期を数年程度前後させる調整を行い、特定の年度に更新費用が重ならないよう最適化します。

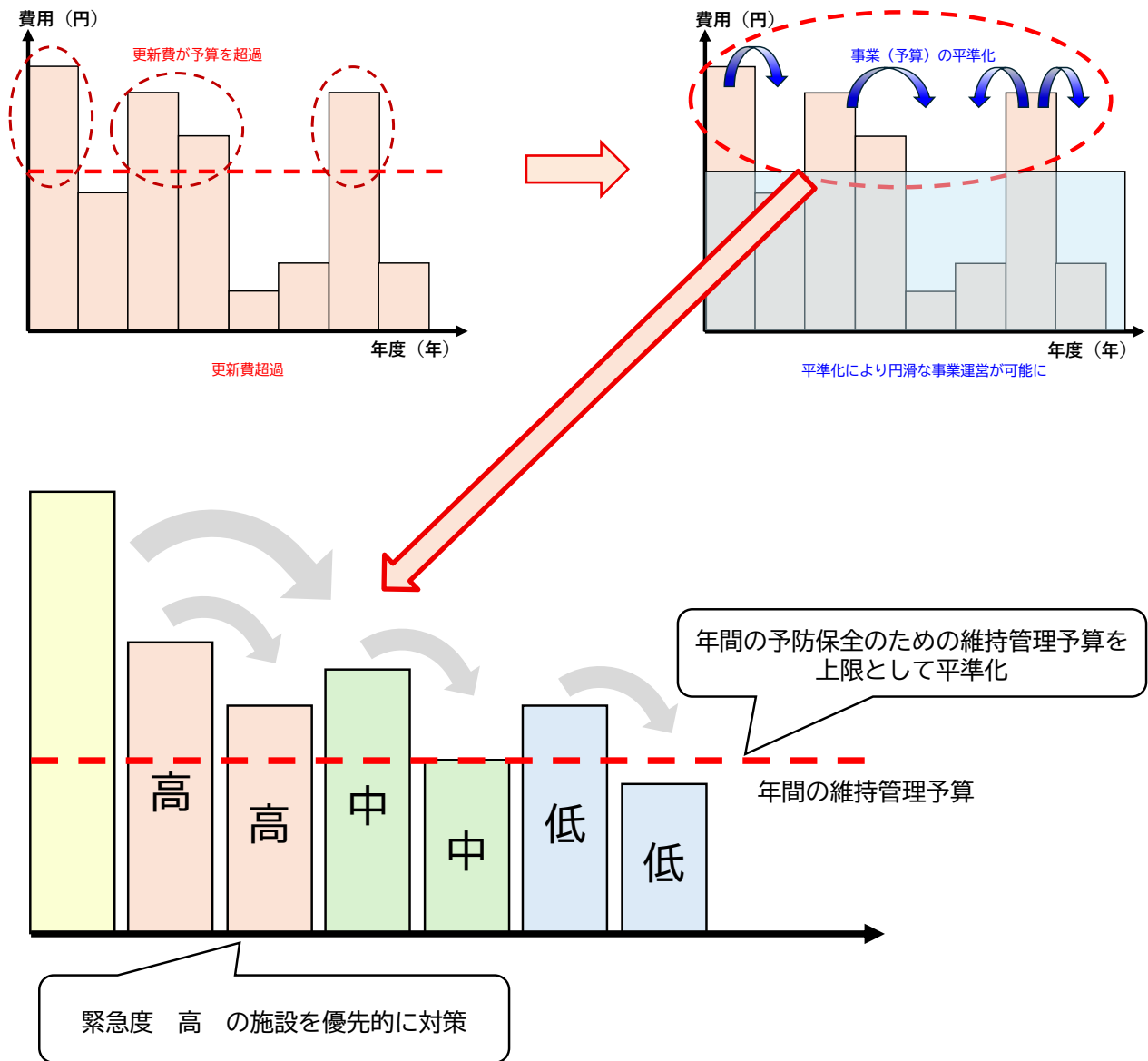


図5-4 平準化のイメージ

5-5-2. 長寿命化対策費用の試算と課題

これまでの健全度調査およびライフサイクルコスト（LCC）の検討に基づき、計画期間10年間における「維持保全」「健全度調査」「補修」「更新」の各費用を年度別に試算しました。試算の結果、対策を最適時期に実施する「平準化前」の状態では、令和8年度に約4億6,400万円の費用が集中する見通しとなりました。これは、設置から30年以上が経過し、更新時期を一斉に迎えている施設が全体の約5割に達しているためです。このように、特定の年度に巨額の予算が必要となる状況は、町の単年度財政に極めて大きな負担を強いることになり、計画的な事業執行を妨げる要因となります。そのため、次項に示す通り、緊急度や重要度を考慮した「投資の平準化」を図る必要があります。



図5-5 年度別費用グラフ（平準化前）

（単位：千円）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	合計
維持保全	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	435,150
健全度調査	300	300	300	300	4,205	300	300	300	300	4,985	11,590
補修	20,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,070
更新	396,550	3,000	9,000	1,200	8,300	46,000	42,700	10,650	11,300	8,250	536,950
合計	460,435	46,815	52,815	45,015	56,020	89,815	86,515	54,465	55,115	56,750	1,003,760

5-5-3. 投資の平準化による財政負担の適正化

前項で明らかになった特定年度への予算集中を解消するため、投資の平準化を実施しました。具体的には、重大な事故に直結する恐れがある緊急度「高」の施設を最優先とし、その他の施設については安全性を損なわない範囲で、補修・更新時期を数年程度後ろ倒しする調整を行いました。

平準化後の試算では、単年度あたりの費用を概ね1億円（平準化ライン）の範囲内に収めることが可能となります。

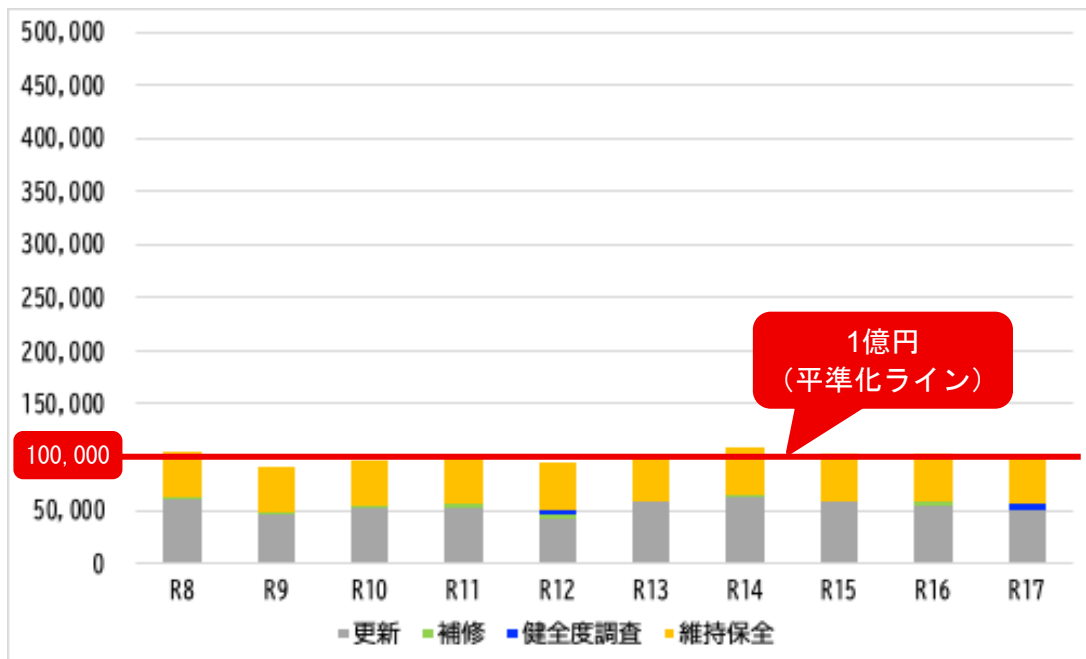


図5-6 年度別費用グラフ (平準化後)

(単位：千円)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	合計
維持保全	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	43,515	435,150
健全度調査	300	300	300	300	4,205	300	300	300	300	4,985	11,590
補修	1,500	2,300	1,700	3,400	4,700	0	1,200	1,200	4,070	0	20,070
更新	60,750	45,550	52,150	52,975	41,525	58,050	63,300	57,600	54,600	50,450	536,950
合計	106,065	91,665	97,665	100,190	93,945	101,865	108,315	102,615	102,485	98,950	1,003,760

5-5-4. 平準化による導入効果

予算の平準化を行うことで、単なる支出の抑制に留まらない多角的な導入効果が期待できます。本計画では、以下の3点を中心に、持続可能で魅力ある公園管理を実現します。

1. 持続可能な財政運営と管理体制の確立

特定の年度に更新費用が集中することを避けることで、町の財政への急激な負担を軽減します。これにより、予算不足による対策の先送りを防ぎ、常に安全な公園環境を維持できる安定的な管理体制を構築します。

2. 効率的な事業執行による住民負担の軽減

同一公園内の複数の施設（例：トイレと遊具）の対策年度をまとめるなど、効率的な工事発注が可能となります。これにより、共通仮設費などのコストを抑制するとともに、工事に伴う公園の利用制限回数を減らし、住民への不便を最小限に留めます。

3. 戦略的な投資への転換と公園の魅力向上

平準化によって生み出された財政的・事務的な余力を活用し、住民ニーズの高い「大型複合遊具」の導入や「インクルーシブ遊具」への機能転換などを計画的に組み込むことが可能となります。単なる「原形復旧」から、次世代に喜ばれる「価値を高める更新」へと投資の質を転換します。

第6章. 今後の継続的な取組

本章では、公園施設長寿命化計画を策定した後もその効果を最大限に発揮し、町の公園施設が将来にわたり住民ニーズに応え続けるための継続的な取り組みを推進します。長寿命化計画は策定をゴールとせず、点検・調査による実態把握に基づいた適切な運用を図るとともに、社会情勢の変化や利用者の多様なニーズに対応し、柔軟な見直しを図ります。

6-1. 実態に即した長寿命化計画の運用

計画期間は令和17年度（2035年度）までの10年間ですが、実際の劣化速度は利用状況や気象条件により変動します。そのため、以下の視点から継続的な見直しと改善を行います。

○劣化状況の継続的な把握

日常点検や定期点検の結果をデジタル台帳に蓄積し、施設ごとの健全度を常に最新の状態に更新します。

○財政状況に合わせた最適化

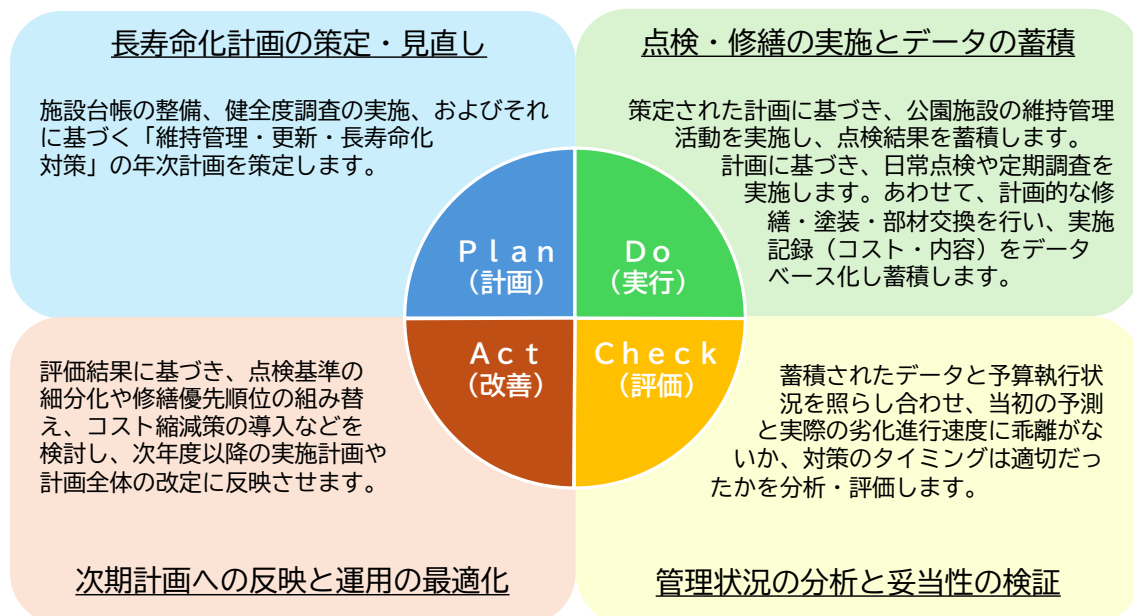
最新の劣化データと町の財政状況を照らし合わせ、対策の優先順位や実施年度を適宜調整することで、予算執行の無駄を排除します。

○5年ごとの中間見直し

策定から5年が経過した時点、または社会情勢に大きな変化が生じた場合には、計画全体の見直しを検討し、実効性を担保します。

6-2. PDCAサイクルによる改善

本計画の運用にあたっては、PDCAサイクルを継続的に回すことで管理水準の向上と継続的な改善を図ります。



6-3. 利用促進に向けた施設の更新

町内には、都市公園の他に農業振興課や生涯学習課が所管する公園施設が存在し、これらを計画的に管理していく必要があります。多種多様な公園施設を一律に扱うのではなく、個々の価値や重要性を検証した上で取り組みを進めることが、効率的なストックマネジメントにつながります。

住民アンケート等では「遊具が少ない」「子どもが遊べる公園がない」という住民からの切実な意見が寄せられており、子どもたちが町外の公園へ流出している実態があります。また、老朽化したトイレの清潔さに関する苦情や、おうら中央公園の噴水広場やデッキの腐食といった課題も存在します。

このような状況を踏まえ、本計画では以下の視点から利用促進に向けた施設更新を検討します。

■ 地域ニーズへの対応

社会情勢や利用者ニーズの変化に伴い、求められる公園の姿が変化していくことが想定されます。住民からは大型複合遊具や屋内遊戯場のような新しい施設が求められており、また行政としては公園の社会的機能を高めることを目的として、インクルーシブ遊具の導入検討を進めます。公園の更新時には、利用者から真に求められる公園の姿を把握・整理し、ニーズを踏まえた施設更新のあり方を検討していきます。

■ 効率的な配置と機能再編

公園ごとの遊具の必要性を検証した上で、機能が重複している施設がある場合には、配置換えや集約を検討します。例えば、旧村の地域性に基づく拠点化の視点から、高島地区（松本公園）、中野地区（おうら中央公園）、長柄地区（邑楽町民スポーツレクリエーション広場など）の各地区を遊具設置の拠点として位置付けます。あわせて、各小学校区に1箇所は子どもが遊べる公園を確保することで、町全体でバランスの良い機能再編を図ります。

■ バリアフリー化と安全性の向上

公園単位での一体的な更新時には、バリアフリー化を推進し、安全・安心と公園機能の向上による利用促進を図ります。設計段階から住民と検討し、利用者の要望に応じた施設更新を行います。

■ 公園ストックの活性化と適正活用

農村広場等の既存公園を都市公園化する可能性を検討するなど、公園ストックを活性化させ、適正かつ有効な活用を促進します。

■ 少子化と親世代への配慮

少子化が進行する中、未就学児やその親世代が「町内で安心して遊べる環境」を整備することは最重要課題の一つです。子育て世代の利便性や要望に配慮し、町外流出に歯止めをかける魅力ある公園づくりを推進します。

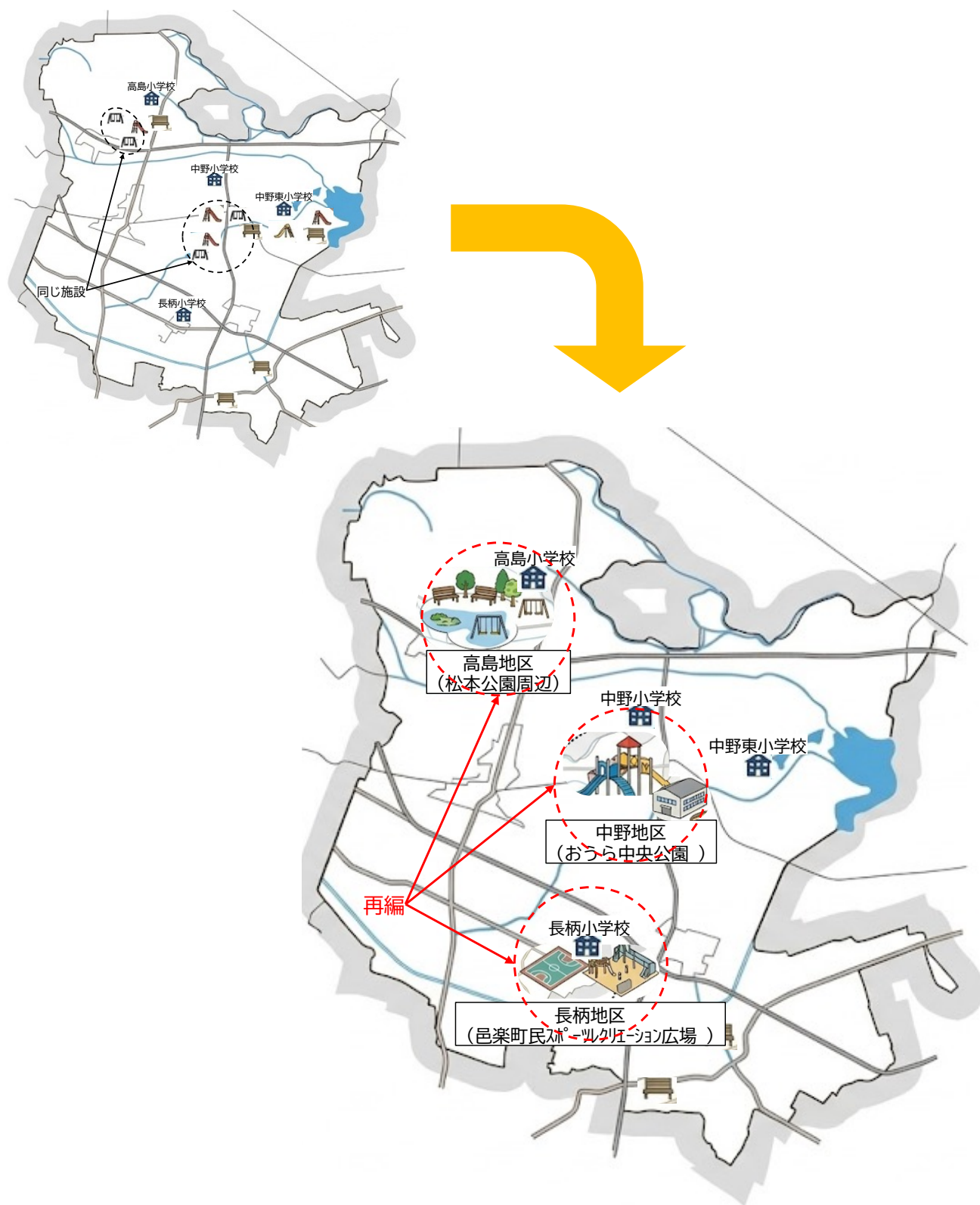


図5-3 公園施設再編のイメージ

6-4. 新技術導入による維持管理コストの最適化

今後の維持管理においては、本町独自の公園特性や老朽化の現状に合わせ、ICTやAI等の新技術を戦略的に活用し、コスト縮減と管理の高度化を追求します。以下に、新技術を活用した公園管理の事例を3つ紹介します。

① ドローン及びAI画像解析による広域点検の効率化

国内事例	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県曽根丘陵公園にて、設置から36年が経過した野外ステージの屋根裏点検にドローンを活用。 操縦資格を持つ職員が操作し、搭載カメラの画像をPCで確認してネジの欠落や発錆、屋根材の剥がれをチェックした。
現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> 従来は高所作業車が必要で、事前の準備や作業に伴う転落・機材接触などの危険性が課題となっていた。 墜落リスクへの安全措置（利用者が少ない日時を選定、飛行範囲の立入禁止、監視員の配置）が不可欠である。 操縦資格を持つ人員の確保・育成が必要であり、ネジの増し締めといった実作業は行えないという限界がある。
導入効果	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業車や足場設置を省略できるため、作業員の墜落リスクを排除しつつ、安全に状況を確認できるようになった。 レンタル費用やオペレーター人件費が不要となり、自社職員の作業代のみでコストを大幅に削減できた。 高解像度カメラにより、肉眼では目視が困難であった箇所の状況を精緻かつ迅速に把握できる。
町への対応可能性	<ul style="list-style-type: none"> 多々良沼公園の橋梁やデッキ等での活用を検討する。 高精細画像にAI解析を組み合わせ、ボルト欠落や微細なひび割れを早期に検知し、重症化前の予防保全につなげる。 多々良沼周辺の広大な平地林や水辺など、人が立ち入りにくい場所の迅速な異常把握や災害後の倒木調査に役立てる。
参考	<div style="text-align: center;">  <p>(点検用ドローン)</p> </div>

② 公園台帳のクラウド化とスマート保全の推進

国内事例	<ul style="list-style-type: none"> • (有)街づくりデザイン研究所により、遊具点検において iPad アプリを活用し、現場での結果入力、写真撮影、GPS による位置取得を完結させるシステムを提案。 • 国営公園にて、維持管理図面 (GIS)、施設台帳、作業日報、不具合報告をクラウド上で一元化する仕組みを構築した。
現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> • 従来の「紙とデジカメ」による点検は、帰社後のデータ転記や写真整理に膨大な手間がかかり、非効率であった。 • ICT 機器に不慣れな現場作業員や高齢スタッフへの習熟支援、およびシステム構築の初期コストが課題となる。 • 山間部等の通信環境の影響による動作保証や、サイバーセキュリティ対策を含めた運用保守体制の維持が求められる。
導入効果	<ul style="list-style-type: none"> • 事務作業が大幅に削減され、報告書作成時間が従来の約 1/3~1/5 に短縮されるなど業務が超効率化する。 • 入力漏れ防止機能や定型選択方式により点検内容のバラつきを解消し、データの質と精度を均一化できる。 • 過去の履歴を地図上で即座に確認・分析でき、最適な修繕時期の判定 (LCC の最適化) が可能になる。
町への対応可能性	<ul style="list-style-type: none"> • 長期間更新が滞っていた公園台帳をクラウドへ移行し、全 17 箇所の公園情報をリアルタイムで一元管理する。 • タブレット端末での現場完結型入力により事務の重複を解消し、管理情報の継承を確実にする情報基盤を強化する。 • 蓄積されたデータから噴水設備やトイレ等の特定施設の劣化パターンを予測し、低コストな修繕時期を判定する。
参考	 <p>(有限会社 街づくりデザイン研究所ホームページより)</p>

③ 市民協働型インフラ管理（不具合通報システム）の導入

国内事例	<ul style="list-style-type: none"> 千葉市の「ちばレポ (MyCityReport)」において、道路の陥没や遊具破損等を市民がスマホアプリで写真付き報告する仕組みを運用。 投稿された内容は公開され、市の担当部局が対応状況（対応中、完了など）をシステム上で随時更新して共有する。
現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> 従来の電話や窓口による通報では、場所の特定や現場状況の把握に時間がかかることが課題となっていた。 対応スピードへの過度な期待に対し、優先順位の判断基準を明確にして市民の理解を得る必要がある。 特定地域への投稿の偏りや、スマホを利用しない高齢者層への配慮（デジタル・デバイス対策）が求められる。
導入効果	<ul style="list-style-type: none"> 職員の巡回だけでは網羅できない微細な不具合を市民の「目」で早期発見でき、事故の未然防止に寄与する。 位置情報と写真により現場確認や資材準備の時間が短縮され、小規模修繕による致命的損傷の回避が可能になる。 対応状況の可視化による信頼向上に加え、自分たちの街を良くする意識（シビックプライド）や共助の体制が醸成される。
町への対応可能性	<ul style="list-style-type: none"> 職員の目が届きにくい遠方の公園・広場等の状況を、近隣住民の協力により効率的に把握する体制を構築する。 遊具破損やトイレ故障等の早期発見・早期補修を徹底し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を実現する。 都市計画マスタープランが掲げる「協働のまちづくり」の実践的なツールとして、住民の公園への愛着向上を図る。
参考	<p>3 市民協働による解決 市民の力を発揮できる課題</p> <p>市民の力</p> <p>2 市民によるレポート スマホのGPS機能を使った写真レポート</p> <p>1 地域における課題発見 公園の不具合など 道路の不具合など</p> <p>3 行政による解決 市役所でなければならない課題</p> <p>市役所の役割</p> <p>(千葉市役所ホームページより)</p>

資料編 1. 用語の説明

本計画書で用いられる主な専門用語について、その意味を以下の通り説明します。

五十音	用語	内容	主な該当項
あ行	維持保全	公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕を指します。	P.25
	維持保全費	維持保全、日常点検、定期点検を行うために必要となる費用の合計をいいます。	P.29
	インクルーシブ遊具	障がいの有無、年齢、身体能力に関わらず、誰もが分け隔てなく一緒に遊べるように設計された遊具です。	P.14
か行	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準とするものです。	P.6
	各種設備	公園施設のうち、法令の規定等による点検や検査が行われているもの、または定期点検保守が実施されている設備（例：噴水の循環設備等）を指します。	P.15
	緊急度判定	健全度判定に基づき、公園施設の補修、もしくは撤去・更新に対する緊急度を三段階（高、中、低）に評価することをいいます。	はじめに
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準とするものです。	P.6
	クラウド化	都市公園法に基づく台帳（施設・図面情報）をデジタル化し、クラウド上で一元管理する取り組みです。これにより、紙ベースやエクセル管理から脱却し、管理業務の効率化、点検・修繕の迅速化、住民への情報公開などが促進されています。	P.41
	健全度調査	現地において、公園施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査のことをいいます。	はじめに
	健全度調査票	健全度調査を実施する際に使用する調査票を指します。公園ごとに作成する健全度調査票（公園概要シート）と、健全度調査を実施する施設ごとに作成する健全度調査票（各施設シート）からなります。	P.15
	健全度判定	健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について、総合的な評価と判定を行うことをいいます。	P.16

五十音	用語	内容	主な該当項
か行	公園機能適正度調査	公園の適切な利用促進や将来に亘る機能の保持という観点から、対象となる公園を公園敷地内だけでなく周辺の状態も考慮し、適切な機能を果たしているか否かについて検証し、必要に応じたりニューアル等の方向性を明確にするために行う調査です。	P.6
	公園施設	都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条で定義する施設のうち、建物または工作物に係る全ての施設を指します。	はじめに
	公園施設長寿命化計画策定指針（案）	国土交通省が、公園施設の長寿命化計画に関する基本的な考え方、計画策定の手順及び内容を具体的に示した指針です。平成24年4月に策定され、平成30年10月に改訂版が提示されています。	はじめに
さ行	事後保全型管理	維持保全（清掃、保守、修繕など）や日常点検、定期点検を実施し、劣化・損傷、異常・故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去更新を行う手法です。	P.14
	市民協働型インフラ管理	住民と行政が連携し、道路や公園などの日常点検・補修を行う持続可能な維持管理手法です。アプリを活用した通報や、地域サポーターによる早期発見により、老朽化対策の効率化と住民の防災意識向上、愛着あるまちづくりを促進します。	P.42
	処分制限期間	国庫補助事業で取得した財産について、「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条に基づき、承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供してはならないと規定されている制限を受ける期間のことをいいます。公園施設については、国土交通省所管補助金等交付規則の別表第3に掲げられています。	P.27
	使用見込み期間	公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のことを指します。	P.27
	修繕	公園施設の維持保全のうち、部分的な修復や消耗材の部品交換などを指します。	P.10
	消耗材	使用することで摩擦するため、一定期間で交換が必要な部材、材料を指します。	P.25
	スマート保全	従来の紙やExcelベースの台帳管理から脱却し、ICT（情報通信技術）やIoT、AIを活用して公園施設（遊具、街灯、トイレ、ベンチなど）の点検・維持管理を効率化・高度化する取り組みです。	P.41
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準とするものです。	P.6

五十音	用語	内容	主な該当項
た行	対策時期	長寿命化対策のうち、補修や更新を実施する時期を指します。	P.27
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準とするものです。	P.6
	長寿命化対策	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期的な健全度調査や補修を指します。	P.5
	定期点検	遊具の指針等に基づく点検や、建築設備はじめ各種設備などの法令の規定に基づく検査を指します。	P.25
	土木構造物	公園施設のうち、擁壁（RC造H2.0m以上）橋梁（L10.0m以上、ただし鋼橋は全て）木橋等の構造物を指します。	P.15
	ドローン	遠隔操作や自動飛行によって無人で飛行できる「無人航空機（UAV: Unmanned Aerial Vehicle）」の総称です。4つ以上のプロペラを持つ「マルチコプター」が主流で、カメラやGPSを搭載し、空撮、物流、点検、農業など幅広い分野で活用されています。	P.40
な行	日常点検	公園施設の異常の発見と対処を目的とした、目視による巡視点検を指します。	P.25
は行	補修	予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を指します。	P.10
	予防保全型管理	公園施設の機能保全に支障となる劣化・損傷を未然に防止するために、公園施設の日常的な維持保全（清掃、保守、修繕など）に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的な健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修・更新を行う手法です。	P.10
や行	遊具の安全に関する規準：JPF A-SP-S2024	一般社団法人日本公園施設業協会が定めた遊具の安全に関する規準です。	P.15
	予備調査	計画策定の初期段階において、公園台帳などにより基礎情報を整理した後、現地で施設の設置状況、利用状況、劣化や損傷の状況などを確認する調査のことをいいます。	はじめに
ら行	ライフサイクルコスト（LCC）	公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、「毎年の維持保全費」、予防保全型管理において施設の寿命を伸ばすことを目的に実施する「定期的な実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」、「撤去・更新に関する費用」の4項目の合計を指します。	P.25

資料編 2. 補修内容の例

補修内容の例-1

※ここに示す補修内容は、全国の公園管理者から提出された公園施設長寿命化計画に基づき、施設別に補修情報を整理したものである。従って、各施設が設置されている地域性、気象条件や利用状況、施設の状態等により必要な補修内容は異なることに留意されたい。

公園施設種類	公園施設名	主要部材	補修内容	頻度	備考	
園路広場	舗装	アスファルト	オーバーレイ	10年	一般的にアスコンの劣化がみられる時	
			クラック穴埋め	3~5年	全面積の5~15%にクラック陥没が生じた時	
		インターロッキング 石材	舗装打換	5年	破損箇所が特に目立ってきた時	
	階段	木	一部取替	適宜判断	-	
	橋梁	木	塗装	適宜判断	-	
			床版取替	適宜判断	-	
部品交換			適宜判断	-		
休養施設	休憩所	RC造	躯体補修	適宜判断	-	
			屋根補修	適宜判断	-	
			躯体補修	3~4年	計画補修(塗装)として実施	
		鋼材	躯体補修	適宜判断	-	
			屋根補修	適宜判断	-	
			躯体補修	3~4年	計画補修(塗装)として実施	
木造	躯体補修	適宜判断	-			
	屋根補修	適宜判断	-			
	躯体補修	3~4年	計画補修(塗装)として実施			
	屋根補修	適宜判断	-			
	遊戯施設	シーソー	鋼材	塗装	2~3年	計画補修として実施
				スプリング等交換	3~4年	キーキー音がする(ベアリング使用の場合)
部品交換				5~7年	軸受部	
タイヤ交換				3~5年	ストッパーゴム(緩衝部)	
塗装				2~3年	計画補修として実施	
設置面補修				適宜判断	-	
ジャングルジム		鋼材	塗装	2~3年	計画補修として実施	
			設置面補修	適宜判断	-	
			部品交換	5~7年	軸受け(回転ジャングルジムの場合)	
			塗装	2~3年	計画補修として実施	
			スプリング等交換	5~7年	スプリング	
			基礎補修	適宜判断	-	
スプリング遊具		木	塗装	2~3年	計画補修として実施	
			スプリング等交換	5~7年	スプリング	
			基礎補修	適宜判断	-	
		鋼材	塗装	2~3年	計画補修として実施	
			スプリング等交換	5~7年	スプリング	
			基礎補修	適宜判断	-	
樹脂		塗装	適宜判断	-		
		スプリング等交換	5~7年	スプリング		
		基礎補修	適宜判断	-		
ブランコ		鋼材	塗装	2~3年	計画補修として実施	
			設置面補修	適宜判断	-	
			部品交換	3~5年	吊り金具、チェーン、回転軸等	
ロープウェイ	鋼材	塗装	2~3年	計画補修として実施		
		滑車・ケーブル等交換	5~7年	ケーブル		
			3~5年	滑車部、握り部、緩衝装置		
滑り台	ステンレス 鋼材 樹脂	塗装	2~3年	計画補修として実施		
		部品交換	5~7年	ローラー(ローラー滑り台の場合)		
		ステンレス 鋼材 樹脂	部品交換	5~7年	ローラー(ローラー滑り台の場合)	
	健康器具系施設	木	塗装	2~3年	計画補修として実施	
			部品交換	適宜判断	磨耗度、腐朽度に応じて	
			基礎補修	適宜判断	-	
鋼材	塗装	2~3年	計画補修として実施			
	部品交換	適宜判断	-			
	基礎補修	適宜判断	-			
砂場	コンクリート	砂場枠の塗装	2~3年	計画補修として実施		
		砂補充	1年	計画補修として実施		
		砂入替	適宜判断	-		
鉄棒	ステンレス	塗装	2~3年	計画補修として実施		
		部品交換	適宜判断	-		
		鋼材	塗装	2~3年	計画補修として実施	
	複合遊具	木	塗装	2~3年	計画補修として実施	
			部品交換	適宜判断	磨耗度、腐朽度に応じて	
			鋼材	塗装	2~3年	計画補修として実施
運動施設	バスケットゴール	鋼材	塗装	適宜判断	-	
			ネット交換	適宜判断	-	
	バックネット	鋼材	塗装	適宜判断	-	
			ネット交換	5年	破損状況に応じて	

補修内容の例-2

※ここに示す補修内容は、全国の公園管理者から提出された公園施設長寿命化計画に基づき、施設別に補修情報を整理したものである。従って、各施設が設置されている地域性、気象条件や利用状況、施設の状態等により必要な補修内容は異なることに留意されたい。

公園施設種類	公園施設名	主要部材	補修内容	頻度	備考
便益施設	便所	CB造	外部補修	適宜判断	-
			内部補修	1年	破損状況に応じて(ドア等補修)
			屋根補修	適宜判断	-
			給排水設備補修	1年	破損状況に応じて(配管等補修)
			電気設備補修	適宜判断	-
			機械設備補修	適宜判断	-
		RC造	外部補修	3~4年	計画補修(塗装)として実施
			内部補修	1年	破損状況に応じて(ドア等補修)
			屋根補修	適宜判断	-
			給排水設備補修	1年	破損状況に応じて(配管等補修)
			電気設備補修	適宜判断	-
			機械設備補修	適宜判断	-
		木造	外部補修	2~3年	計画補修(塗装)として実施
			内部補修	1年	破損状況に応じて(ドア等補修)
			屋根補修	適宜判断	-
給排水設備補修	1年		破損状況に応じて(配管等補修)		
電気設備補修	適宜判断		-		
機械設備補修	適宜判断		-		
管理施設	サイン	木	塗装	2~3年	書換え含む
			パネル交換	適宜判断	-
		コンクリート	塗装	適宜判断	-
			パネル交換	適宜判断	-
		鋼材	塗装	3~4年	書換え含む
			パネル交換	適宜判断	-
	引込柱	鋼材	塗装、部品交換	3~4年	計画補修として実施(塗装)
	管理事務所	RC造	外部補修	5年	(塗装)チョーキング、さびが浮いたとき、変色がはなはだしいとき、はがれる傾向にあるとき
			内部補修	1年	破損状況に応じて(ドア等補修)
			屋根補修	適宜判断	-
			給排水設備補修	1年	破損状況に応じて(配管等補修)
			電気設備補修	適宜判断	-
			機械設備補修	適宜判断	-
	柵	木	塗装	適宜判断	-
			部材交換	適宜判断	-
		コンクリート	塗装	適宜判断	-
			部材交換	適宜判断	-
		鋼材	塗装	2~3年	計画補修として実施
			部材交換	1~3年	破損状況に応じて
	柵(フェンス)	鋼材	塗装	3~4年	計画補修として実施
	柵(手すり)	鋼材	部材交換	1~2年	破損状況に応じて
塗装			2~3年	計画補修として実施	
時計	鋼材	一部取替	1~3年	破損状況に応じて	
		塗装	2~3年	計画補修として実施	
照明灯	アルミ	時計交換	適宜判断	-	
		塗装	3~4年	計画補修として実施	
	鋼材	部品交換	5~10年	自動点滅器	
		灯具交換	1年	電線類、分電盤	
倉庫、機械室等	RC造	安定器交換	5~10年	切れたもの、照度低下	
		外部補修	5年	(塗装)チョーキング、さびが浮いたとき、変色がはなはだしいとき、はがれる傾向にあるとき	
		屋根補修	適宜判断	-	
		電気設備補修	適宜判断	-	
	鋼材	機械設備補修	適宜判断	-	
		外部補修	3年	(塗装)チョーキング、さびが浮いたとき、変色がはなはだしいとき、はがれる傾向にあるとき	
		屋根補修	適宜判断	-	
		電気設備補修	適宜判断	-	
		機械設備補修	適宜判断	-	
		塗装	適宜判断	-	
門扉	鋼材	塗装	2~3年	計画補修として実施	
		部品交換	1~3年	破損状況に応じて	

邑楽町公園施設長寿命化計画

令和8年3月

発行・編集 邑楽町

☎お問い合わせ先 邑楽町 建設環境課

TEL：0276-88-5511（代表）